
第2次
庄原市男女共同参画プラン

平成29年3月

はじめに

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等を規定し、男女平等社会の実現に向けた取り組みが進められてきましたが、少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、家族形態の多様化など、急速な社会経済情勢の変化に対応するためには、男女が、お互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の構築が喫緊の課題であるとの認識から、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

この法律は、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とし、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5項目を基本理念としています。

法律の制定から約18年が経過し、「男女共同参画」という言葉の認知度や意識などは向上しつつあるものの、今でもなお「男だから家庭より職場を」「女だから子育てや介護を」といった男性と女性で役割を分ける考え方や、「男らしく」「女らしく」という表現・意識があることも事実です。

さらに近年、配偶者からの暴力の防止や女性の活躍推進に関する法律が相次いで制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの加速・強化が要請されています。

本市では、平成19年4月に「庄原市男女共同参画プラン」を策定し、あらゆる分野での男女共同参画に取り組んでまいりましたが、本年3月末日で計画期間が終了することから、今回、関係法律の趣旨に沿い「男女共同参画が形成された社会 ～わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～」の実現に向けて、「第2次庄原市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、事業所や各種団体等との協働・連携により男女共同参画の推進に努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました市民の皆様、策定推進委員会委員の皆様、関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

庄原市長 **木山 耕三**

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 男女共同参画に関する動き	3
第2章 本市を取り巻く現状	5
1. 人口	5
2. 労働	9
3. 職業生活と家庭生活の両立	11
4. 女性の登用	12
5. 市民意識調査	15
第3章 現行計画の点検と評価	18
1. 現行計画の体系	18
2. 点検と評価	19
第4章 計画の体系	26
1. 実現すべき姿と基本方針	26
2. 基本目標	27
3. 基本施策	27
4. 体系図	28
第5章 施策の展開	29
基本目標1(環境づくり) 男女がともに活躍できるまち	29
【基本施策1】働く場における男女共同参画の推進	29
【基本施策2】ワーク・ライフ・バランスの推進	32
【基本施策3】企画・立案過程における男女共同参画の推進	35
基本目標2(人づくり) 男女がお互いを認め合うまち	38
【基本施策1】男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実	38
【基本施策2】男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実	42
【基本施策3】社会活動における男女共同参画の推進	44
基本目標3(安心づくり) 男女がともに支え合うまち	47
【基本施策1】暴力のない地域づくり	47
【基本施策2】地域で支え合う福祉環境づくり	51
【基本施策3】生涯にわたる男女の健康づくり	53
第6章 計画の推進	54
1. 庁内の推進体制	54
2. 住民・関連機関等との連携	55
参考資料	56
1. 国・県の施策体系との比較	56
2. 関係法令等	57

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成19年4月に「庄原市男女共同参画プラン」を、平成24年10月には「庄原市男女共同参画プラン後期計画(以下「現行計画」と表記)」を策定し、これらの計画を男女共同参画社会の実現に向けた指針及び行動計画に位置づけ、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

また、平成24年4月に「まちづくりにおける最高規範」として庄原市まちづくり基本条例を制定し、第4条で、男女が対等な立場で参画する「男女共同参画」を基本原則のひとつに定めています。

現行計画は、平成24年度からの5年間を対象としていることから、計画期間の満了に伴い、新たに「第2次庄原市男女共同参画プラン(以下「本計画」と表記)」を策定します。

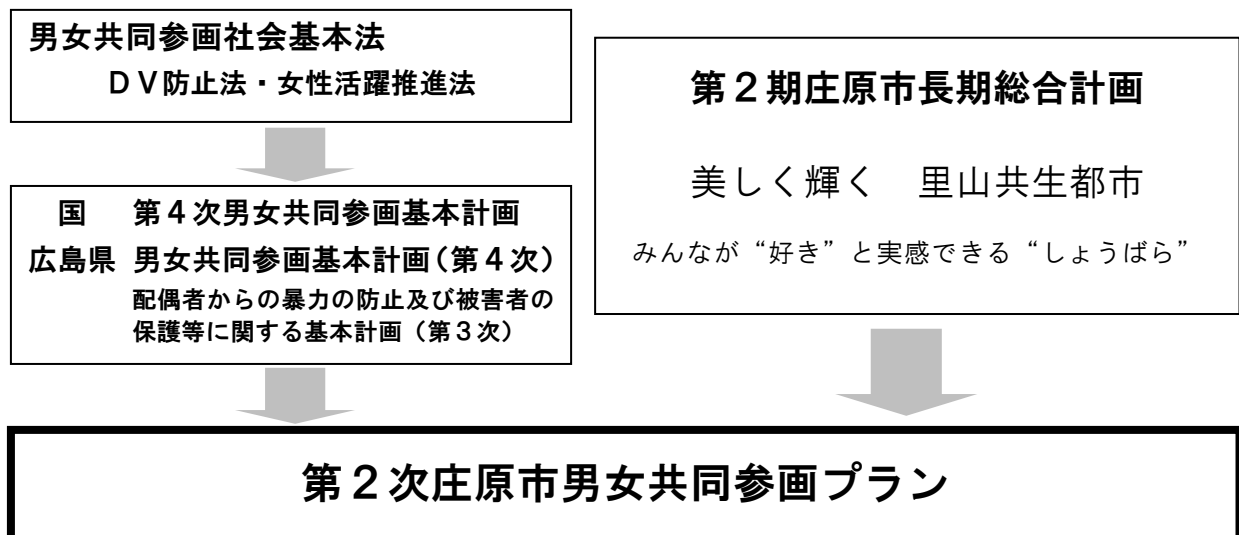
現行計画策定から今日まで、生活環境が変化する中で、男女がともに多様な分野で、自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された活力ある社会を構築していくことは、一層、重要性を増しています。

本計画は、現行計画の評価、社会情勢の変化等から生じている現状と課題、市民アンケートによる意識やニーズ等を踏まえ、「男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができる社会の実現」を目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定する市町村基本計画として策定します。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に規定する市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する市町村推進計画も含む包括的な計画とします。

なお、本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」を勘案するとともに、本市の最上位の行政計画である「第2期庄原市長期総合計画」との整合を図っています。



■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 略

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3 略

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条 略

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10年間とします。最終年度に、それまでの取り組みの総合的な点検・評価を行います。

平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)	平成37年度 (2025)	平成38年度 (2026)
➤									

4. 男女共同参画に関する動き

現行計画策定以降の、男女共同参画に関する主な社会的動向は、次のとおりです。

(1) 国際的な動き

平成28(2016)年11月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、日本は144か国中111位であり、OECD諸国の中でも非常に低い結果となっています。

特に政治や経済の分野において男女の格差が大きくなっています。

■ジェンダー・ギャップ指数■

	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
日本(111位)	0.569	0.990	0.979	0.103	0.660
参考/アイスランド(1位)	0.806	1.000	0.970	0.719	0.874

※ジェンダー・ギャップ指数は、スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかについて、(1)経済活動の参加と機会(給与、雇用数、管理職や専門職での雇用における男女格差)、(2)教育(初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差)、(3)健康と寿命(出生時の性別比、平均寿命の男女差)、(4)政治への関与(議会や閣僚等意思決定機関への参画、過去50年間の国家元首の在任年数における男女差)の4分野で評価している。指数は0から1の数値で表され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

(2) 第4次男女共同参画基本計画の策定(平成27年12月閣議決定)

国の「第4次男女共同参画基本計画(以下「第4次計画」と表記)」では、「あらゆる分野における女性の活躍」を強調するとともに、防災・復興の施策の独立、推進体制としての「地域の推進基盤づくり」の項目が追加されました。

(3) 女性活躍推進法の制定(平成27年9月施行)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定により、地方公共団体には推進計画の策定、労働者301人以上の事業所には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が義務付けられました。

(4) 男女雇用機会均等法の改正(平成28年3月施行)

「男女雇用機会均等法」の改正により、職場における妊娠、出産等の言動に起因する問題に対する雇用主の対応義務が新設されました。

(5) 子育て支援とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のさらなる推進

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援法」等の規定では、幼児期の学校教育・保育を質・量ともに確保し、地域の子ども・子育て支援の充実や「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」のさらなる推進を求めています。

(6) 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の第3次改正(平成25年)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」の改正(平成25年7月)が行われ、さらに厳密な防止・規制が図られています。

(7) 防災計画等における男女共同参画の視点

避難所における女性や子育て家庭等への配慮、応急仮設住宅等における心のケア等が求められる中、「第4次計画」において、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」及び「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」、「防災・復興の現場の男女共同参画」の項目が組み込まれました。

(8) 広島県の動き

広島県では、平成28年3月に「広島県男女共同参画基本計画(第4次・平成28年度からの5年間)」を策定し、基本施策の「職場における女性の活躍促進」及び「男女共同参画を推進する教育と研修の充実(一部)」を、女性活躍推進法に規定する「広島県女性活躍推進計画」に位置づけています。

■広島県男女共同参画基本計画(第4次)の体系■

【基本的な視点】環境づくり
基本施策1 職場における女性の活躍促進
基本施策2 地域社会活動における男女共同参画の推進
基本施策3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

【基本的な視点】人づくり
基本施策1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
基本施策2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実

【基本的な視点】安心づくり
基本施策1 生涯を通じた健康対策の推進
基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
基本施策3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援

なお、広島県は、平成28年8月に「配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現」を目的とした「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」を策定しています。

第2章 本市を取り巻く現状

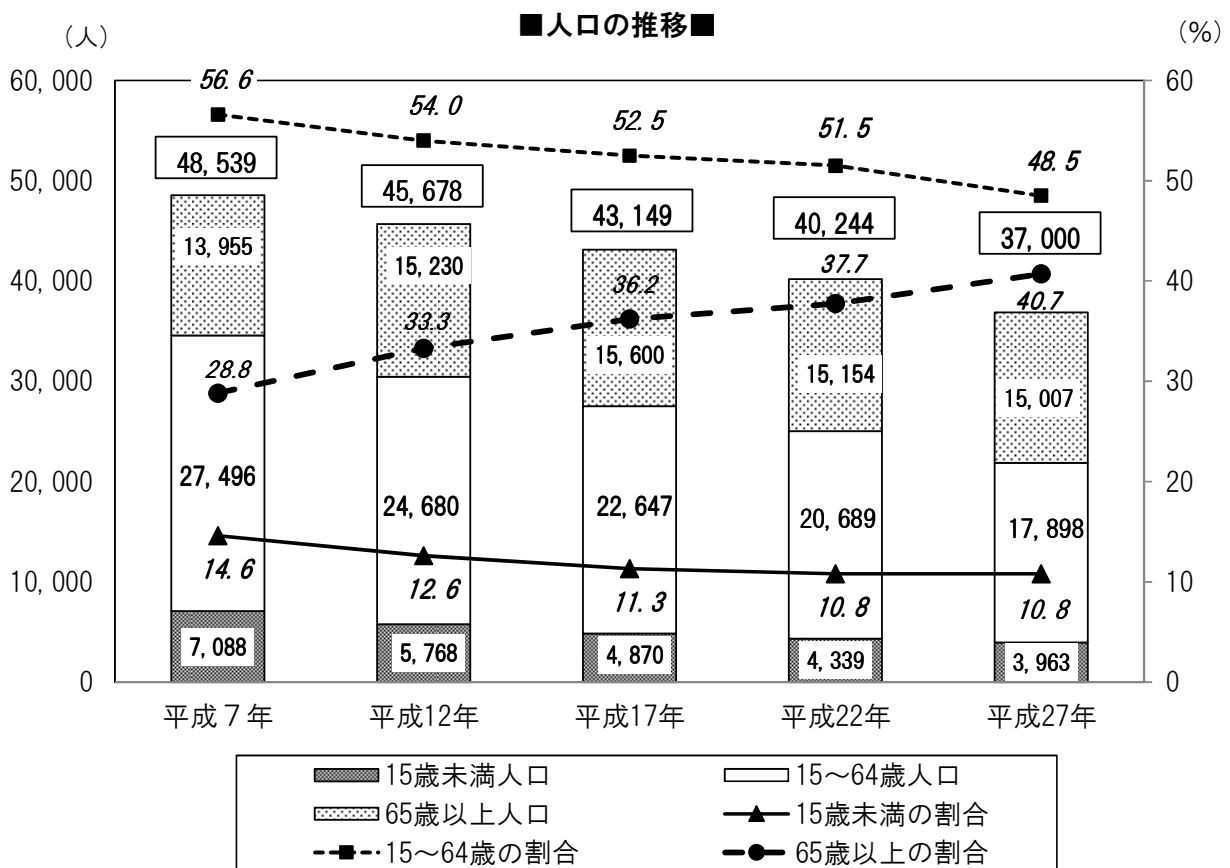
1. 人口

(1) 人口の推移

本市の人口(国勢調査)は減少傾向が続いており、平成27年では37,000人となっています。

平成7年と平成27年の年齢3区分人口構造を比較すると、0～15歳未満の年少人口は、7,088人から3,963人と約半減しており、少子化傾向が顕著となっています。また、総人口に占める構成比も14.6%から10.8%に低下しています。

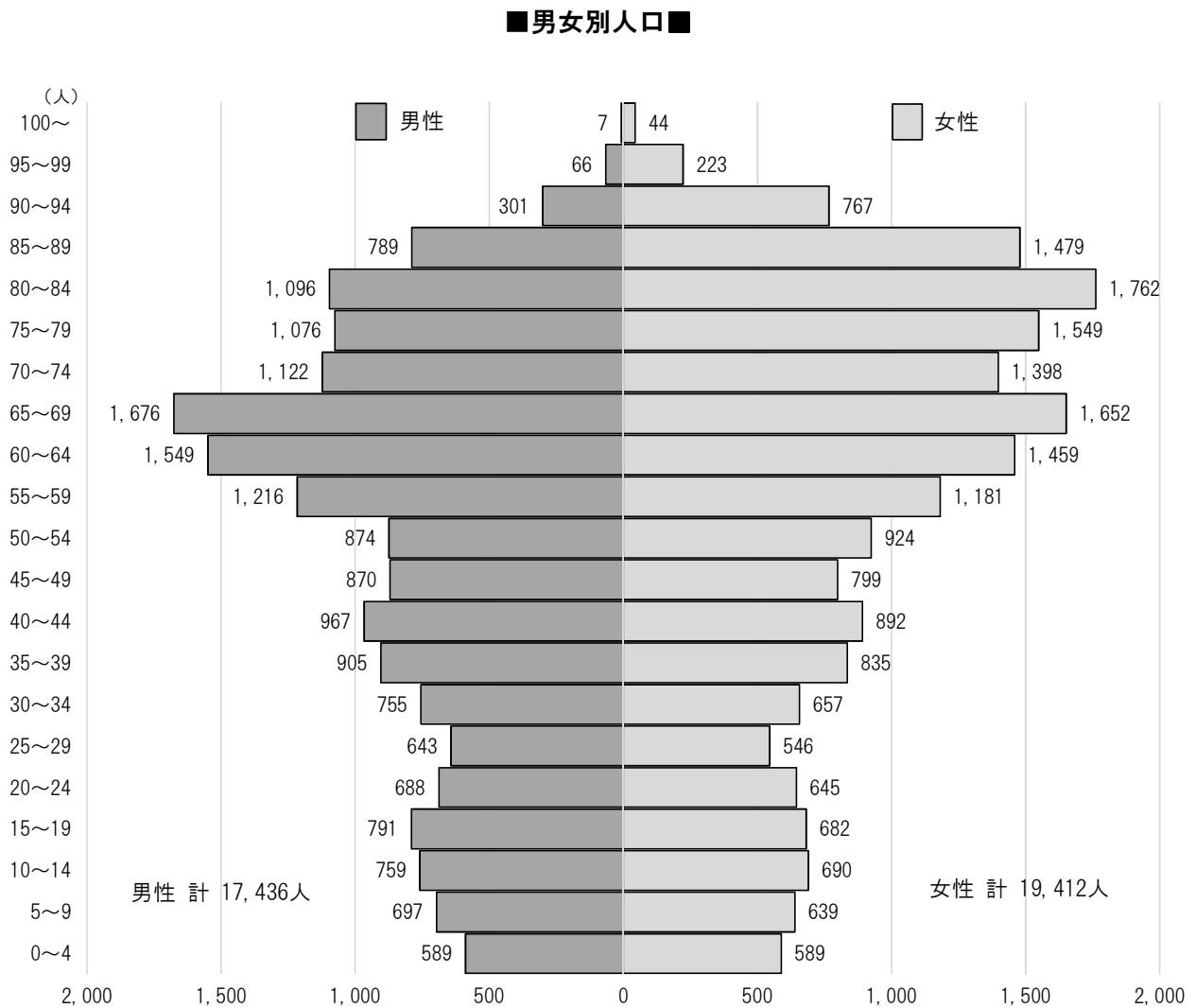
15～64歳の生産年齢人口は、27,496人から17,898人へと減少し、構成比は56.6%から48.5%に低下しています。一方、65歳以上の老年人口(高齢者人口)は、13,955人から15,007人に増加し、構成比も28.8%から40.7%に上昇して超高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査 ※年齢別人口は年齢不詳を除く

(2) 男女別人口

平成27年の総人口の47.3%が男性、52.7%が女性で、女性が男性を上回っています。特に、75歳以上では、その傾向が顕著です。



資料: 国勢調査

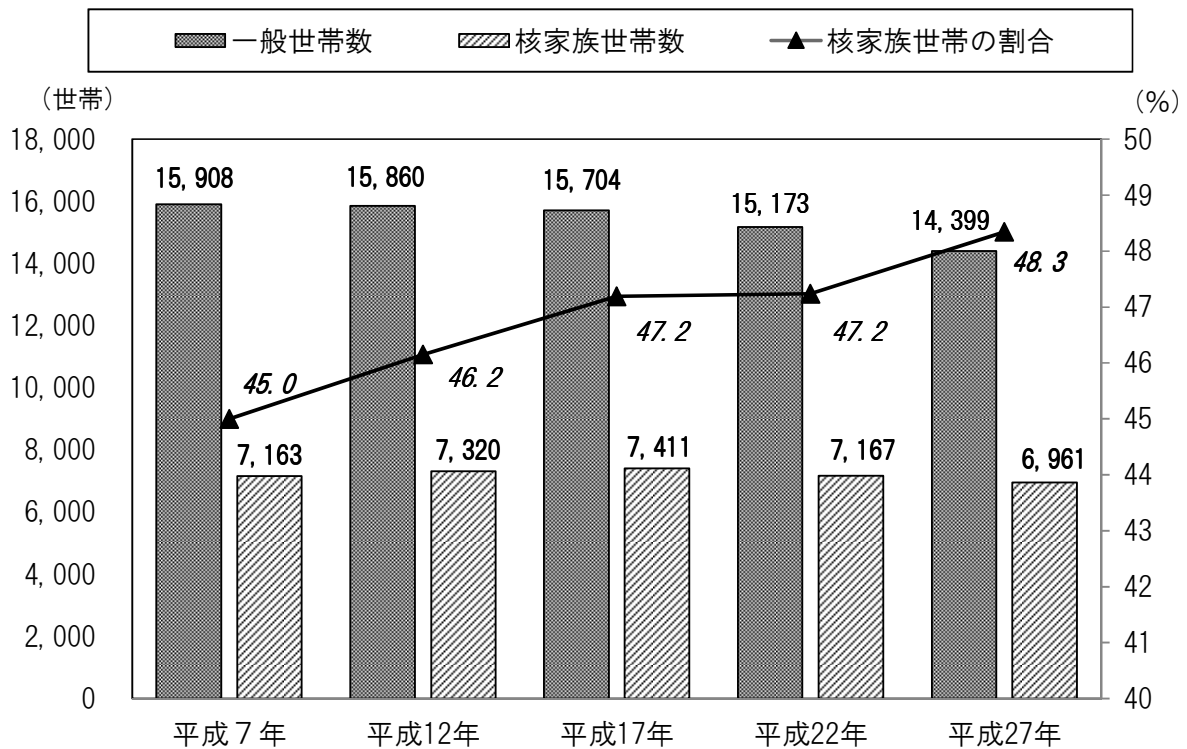
(3) 世帯数

本市の一般世帯数(国勢調査)は、平成7年の15,908世帯から微減傾向で推移し、平成27年は14,399世帯となっています。

このうち、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」で構成される「核家族世帯」は、平成27年で6,961世帯と一般世帯数の48.3%を占めており、平成7年の45.0%に比べ3.3ポイント増加しています。

また、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいわゆる「母子・父子世帯」は、平成17年以降、170世帯前後で推移しています。

■世帯数の推移■



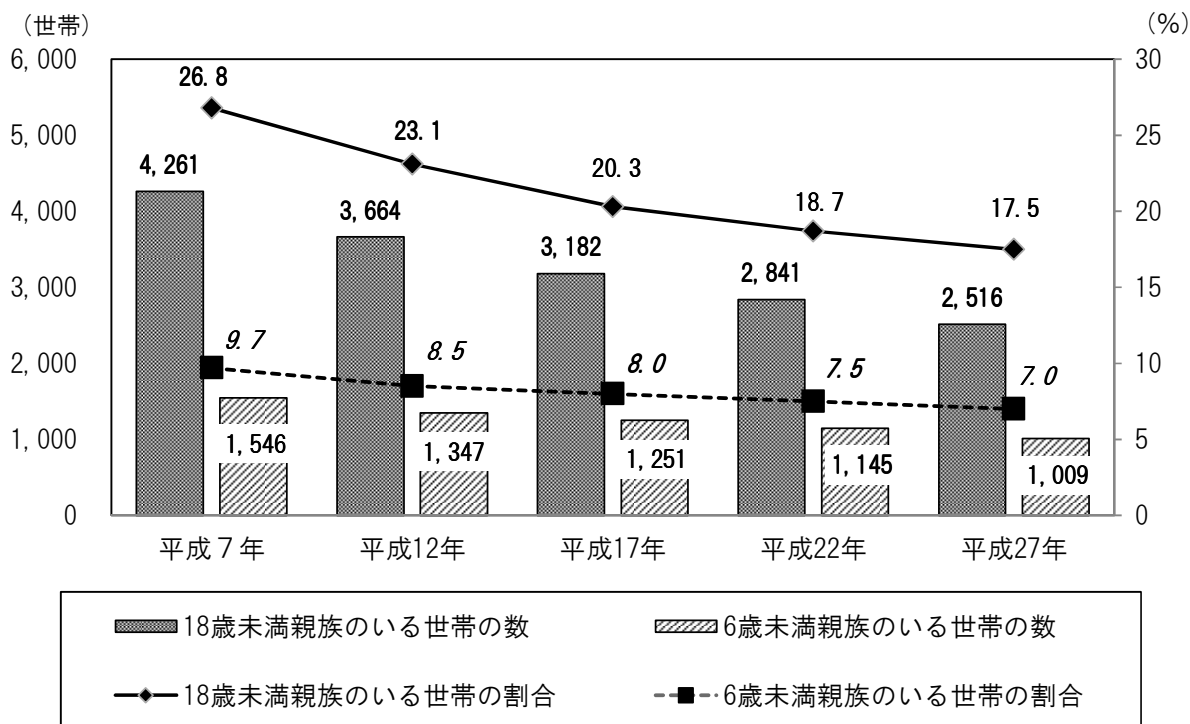
母子・父子世帯数	101	125	165	172	166	(世帯)
母子・父子世帯の割合	0.6	0.8	1.1	1.1	1.2	(%)

資料: 国勢調査

さらに、一般世帯数のうち「6歳未満の親族のいる世帯数」「18歳未満の親族のいる世帯数」は、いずれも減少傾向で推移しています。

なお、平成27年における6歳未満の親族のいる世帯の割合7.0%、18歳未満の親族のいる世帯の割合17.5%は、全国(それぞれ8.7%、21.5%)、広島県(それぞれ9.0%、21.7%)に比べ、いずれも低くなっています。

■子育て世帯の推移■



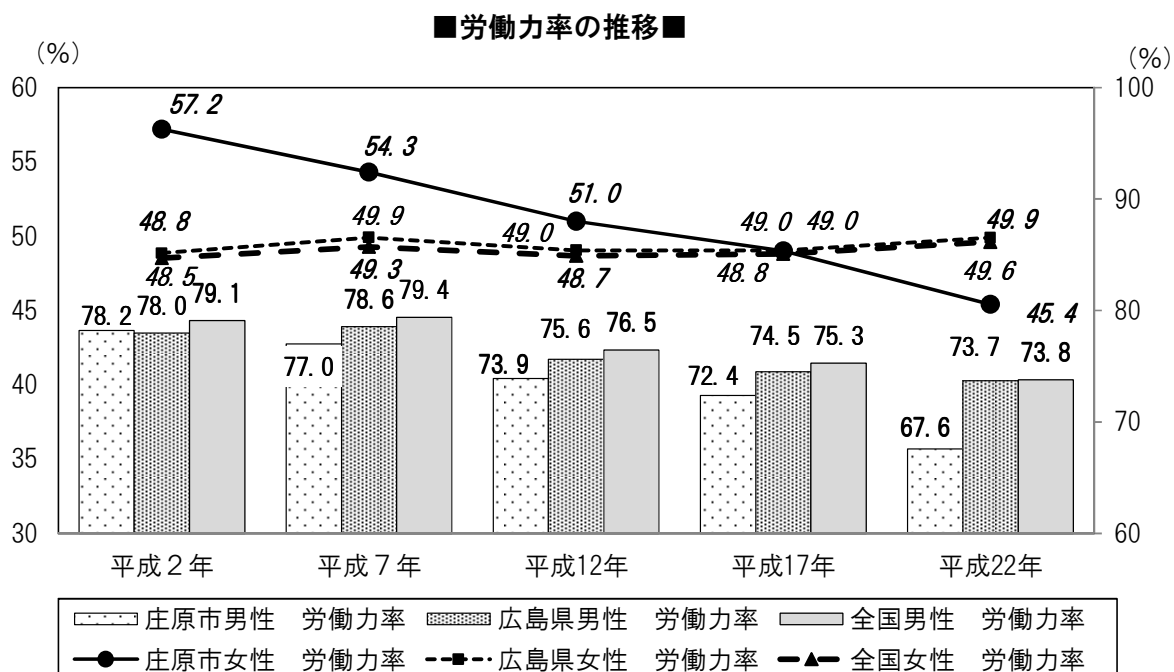
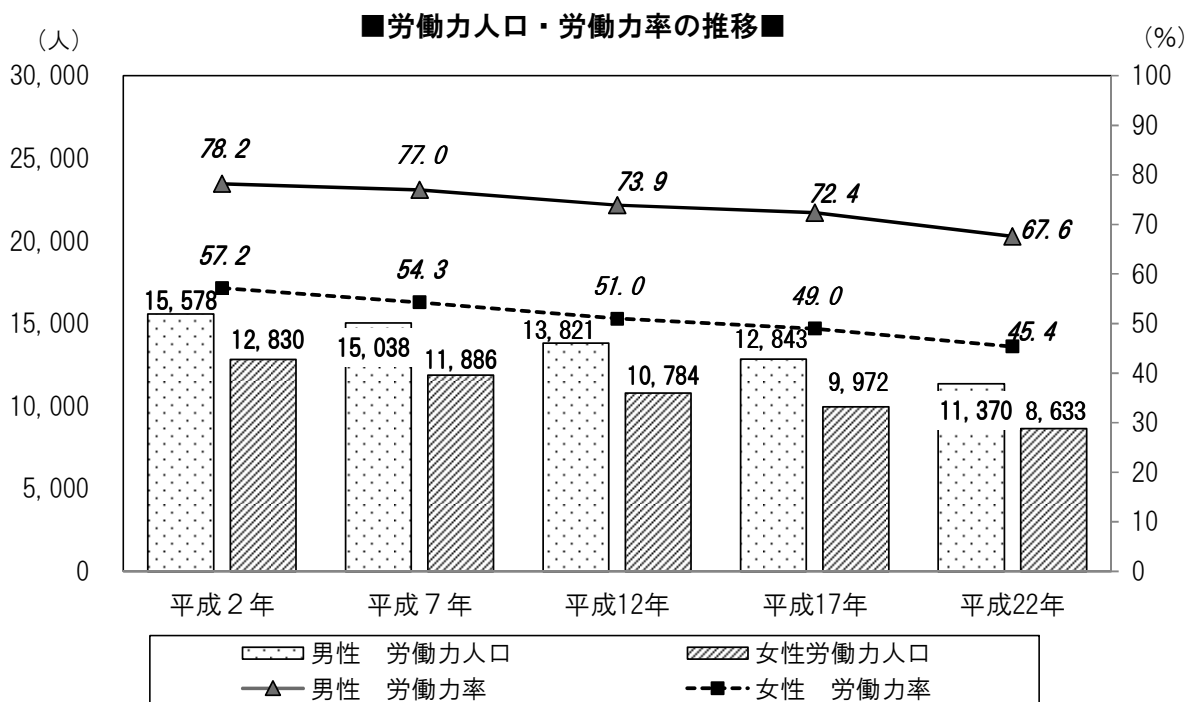
資料:国勢調査

2. 労働

(1) 就労状況

本市の15歳から64歳までの労働力人口をみると、労働力人口、労働力率※は、男女ともに減少傾向にあります。全国・広島県と比べると、男性・女性ともに労働力率が低くなっています。

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと

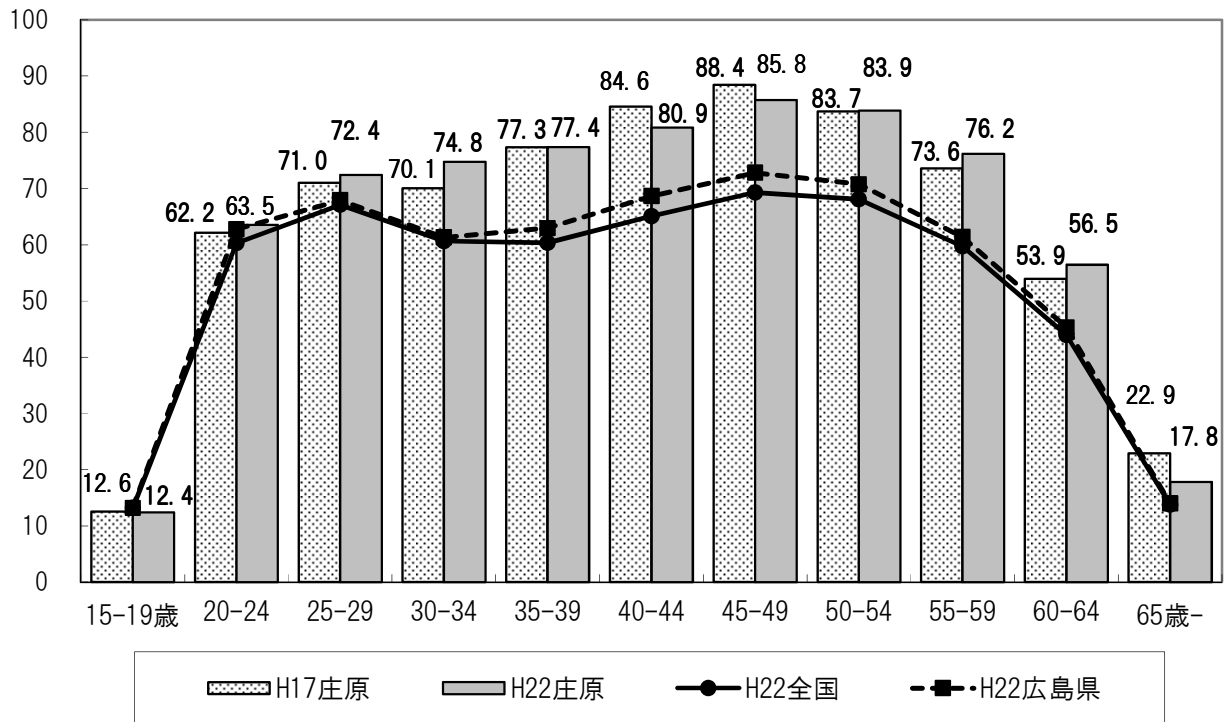


資料：国勢調査

労働に関する平成27年の国勢調査結果は、平成29年4月に公表予定

本市の女性の年齢別就業率は、全国・広島県に比べ、子育て世代の中心となる30代後半から50代前半が高くなっています。

■女性の就業率の推移■



資料：国勢調査

3. 職業生活と家庭生活の両立

(1) 保育所入所児童数の推移

本市の平成27年度の保育所入所児童数は1,110人であり、平成23年度の1,200人以降、3歳以上児を中心に減少していますが、0～2歳児は、増加傾向で推移しています。

■入所児童数の推移■

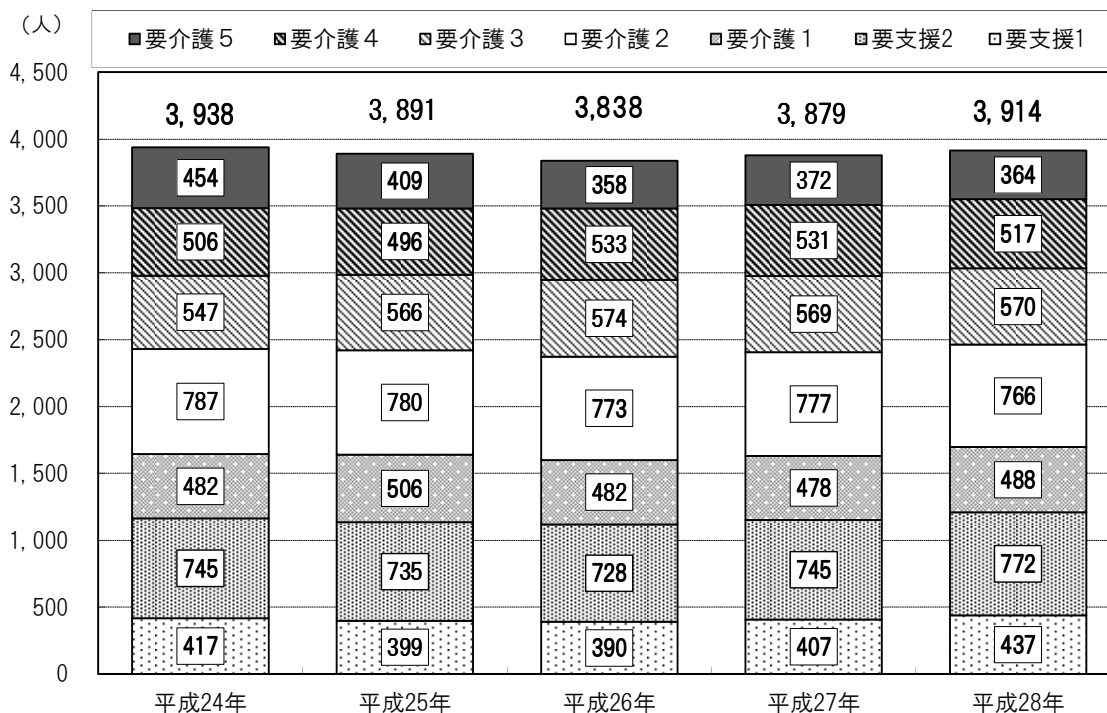
区分	保育所数 (箇所)	定員数 (人)	児童数(人)			合計 (人)
			年齢別			
			0～2歳	3歳	4・5歳	
平成21年度	21	1,330	361	287	546	1,194
平成22年度	20	1,320	382	252	553	1,187
平成23年度	20	1,320	371	284	545	1,200
平成24年度	20	1,336	370	251	531	1,152
平成25年度	19	1,371	369	243	526	1,138
平成26年度	19	1,371	402	227	494	1,123
平成27年度	21	1,395	415	222	473	1,110
内 事業所内保育所	2	24	13	—	—	13

資料: 児童福祉課

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成27年以降増加に転じ、平成28年には3,914人となっています。特に要支援1、要支援2の軽度認定者が増加傾向にあります。

■要介護認定者数の推移■



資料: 高齢者福祉課

4. 女性の登用

(1) 議員の状況

本市における女性議員は、平成25年4月17日から2人となっています。

■女性議員の割合■

平成27年12月31日現在

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数(人)	割合(%)
県議会	64	4	6.3
庄原市議会	20	2	10.0
市町議会	503	56	11.1
市	373	43	11.5
町	130	13	10.0

■女性議員の県内比較■

平成23年12月31日現在

市町名	議員 総数(人)	女性議員 数(人)	女性 割合(%)
広島市	55	7	12.7
呉市	38	4	10.5
竹原市	13	2	15.4
三原市	32	3	9.4
尾道市	33	2	6.1
福山市	46	5	10.9
府中市	21	3	14.3
三次市	26	2	7.7
庄原市	25	0	0.0
大竹市	16	1	6.3
東広島市	32	3	9.4
廿日市市	29	5	17.2
安芸高田市	20	1	5.0
江田島市	20	0	0.0

平成27年12月31日現在

市町名	議員 総数(人)	女性議員 数(人)	女性 割合(%)
広島市	54	8	14.8
呉市	32	3	9.4
竹原市	14	2	14.3
三原市	27	4	14.8
尾道市	29	1	3.4
福山市	40	4	10.0
府中市	20	2	10.0
三次市	26	3	11.5
庄原市	20	2	10.0
大竹市	16	1	6.3
東広島市	30	4	13.3
廿日市市	29	6	20.7
安芸高田市	18	3	16.7
江田島市	18	0	0.0

資料：「広島県の男女共同参画に関する年次報告」

(2) 審議会等委員の状況

本市における女性委員のいる審議会等は、「行政委員会」で83.3%、「附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会・委員会等」で88.5%となっています。

また、女性委員数の割合は、「行政委員会」で21.0%、「附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会・委員会等」で26.4%となっています。

■審議会等委員の状況■

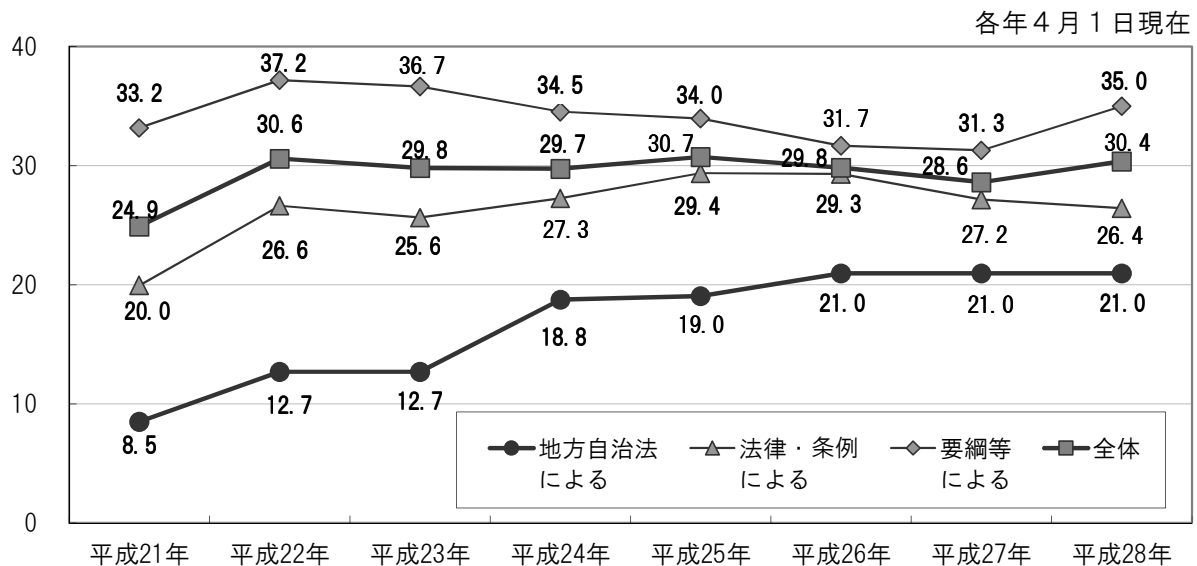
平成28年4月1日現在

区分	行政委員会 (地方自治法第180条の5関係)						審議会等(附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会、委員会等)					
	総数	女性の参画有		総数	女性委員数		総数	女性の参画有		総数	女性委員数	
		委員会数	割合(%)		人数(人)	割合(%)		審議会等数	割合(%)		人数(人)	割合(%)
広島県	9	7	77.8	75	12	16.0	73	70	95.9	1,395	396	28.4
庄原市	6	5	83.3	62	13	21.0	26	23	88.5	348	92	26.4
市町計	124	82	66.1	950	153	16.1	685	585	85.4	10,055	2,556	25.4

資料：「広島県の男女共同参画に関する年次報告」

なお、「行政委員会」「附属機関及びその他法律・条例により設置された審議会・委員会等」に「要綱等により設置された審議会等」を加えた女性委員の割合は、30.4%となっています。

■庄原市の審議会等の種類別女性委員の割合の推移■



資料：市民生活課

(3) 市職員の状況

本市の一般職員※のうち、女性職員は38.3%で、女性の管理職(課長相当職以上)の割合は、12.3%となっています。

※一般職(一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等)の職員数

■職員及び管理職の状況■

平成28年4月1日現在

区分	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数 (人) (a)	女性 (人) (b)	男性 (人) (c)	女性 割合 (%)	総数 (人) (d)	女性 (人) (e)	男性 (人) (f)	女性 割合 (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島県	6,192	2,212	3,980	35.7	373	25	348	6.7	6.0	1.1	8.7
庄原市	593	227	366	38.3	57	7	50	12.3	9.6	3.1	13.7
市町計	25,863	10,015	15,848	38.7	2,361	323	2,038	13.7	9.1	3.2	12.9

資料：「広島県の男女共同参画に関する年次報告」

5. 市民意識調査

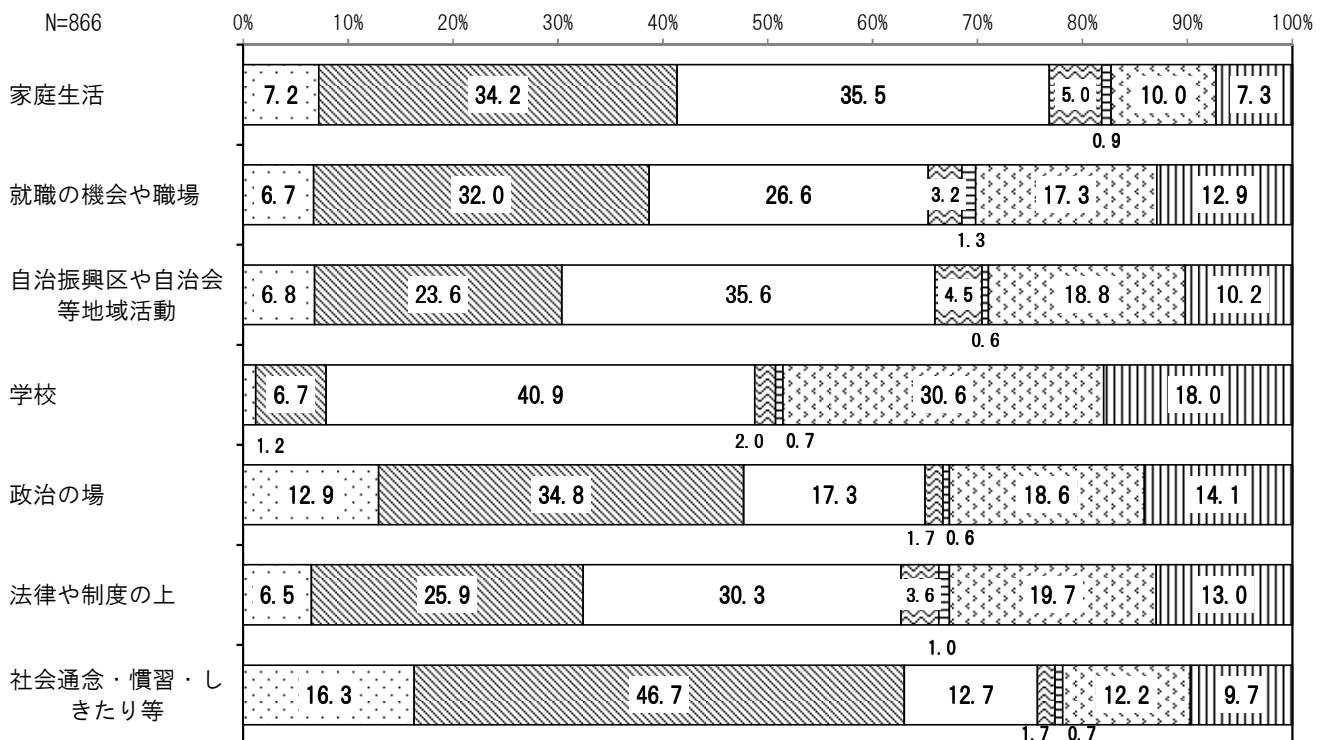
(1) 調査の概要

- 名 称 「庄原市男女共同参画に関する意識調査(以下「市民意識調査」と表記)」
- 対 象 者 庄原市内に居住する18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 期 間 平成28年8月～9月
- 回収件数 866件
- 回 収 率 43.3%

(2) 主要調査結果

① 男女平等意識

身近な場面での男女平等意識については、「男女が平等になっている」が最も高いのは「学校」の40.9%です。また、男性優遇意識(「男性がとても優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)が最も高いのは、「社会通念・慣習・しきたり等」の63.0%で、次いで、「政治の場」が47.7%、「家庭生活」が41.4%となっています。



男性がとても優遇されている
 どちらかといえば男性が優遇されている
 男女が平等になっている
 どちらかといえば女性が優遇されている
 女性がとても優遇されている
 わからない
 無回答

② 用語の認知状況

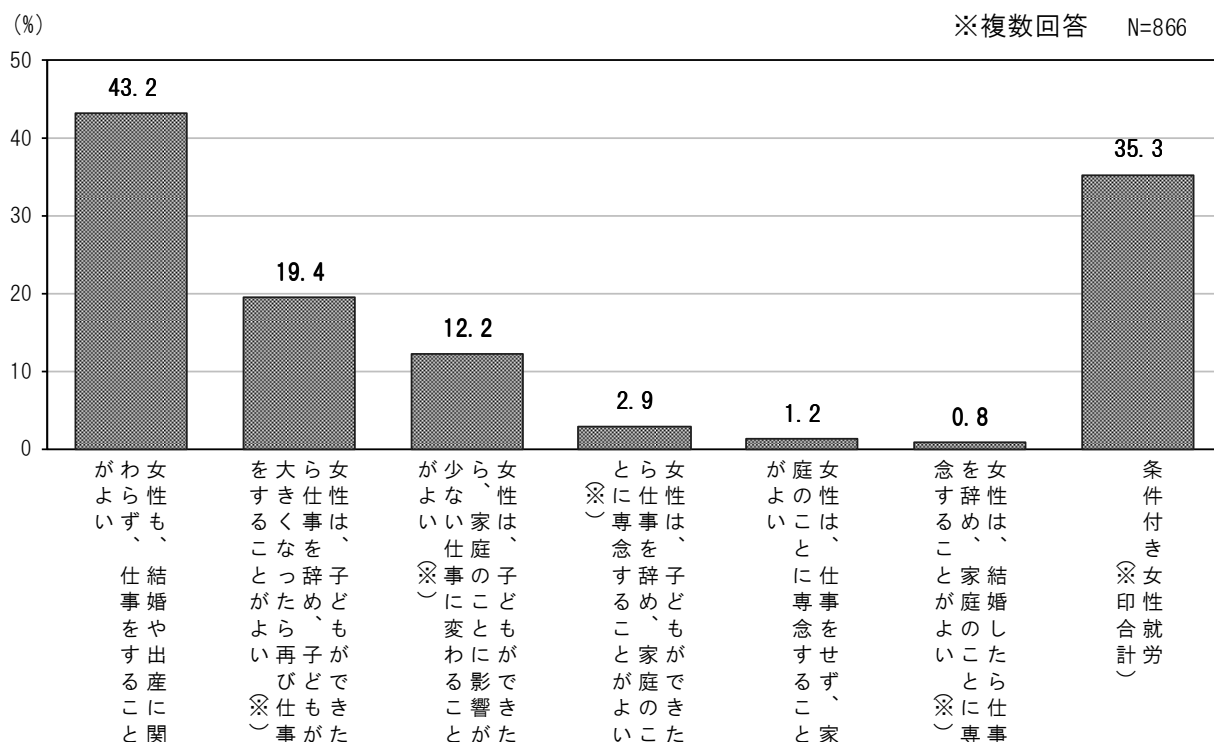
用語の認知状況については、「男女雇用機会均等」と「男女共同参画社会」の総合認知率（「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計）は80%を超えています。が、「ワーク・ライフ・バランス」や「ジェンダー」などは70%に満たない状況です。

N=866

用語	よく知っている	内容を少しは知っている	言葉は知っている	総合認知率 (左記計)
男女雇用機会均等	32.7%	33.4%	16.5%	82.6%
男女共同参画社会	22.2%	31.5%	26.4%	80.1%
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	15.5%	26.7%	23.8%	66.0%
女子差別撤廃条約	11.7%	23.0%	25.2%	59.9%
ジェンダー(社会的性別)	11.8%	16.9%	21.2%	49.9%

③ 女性の就労に対する意識

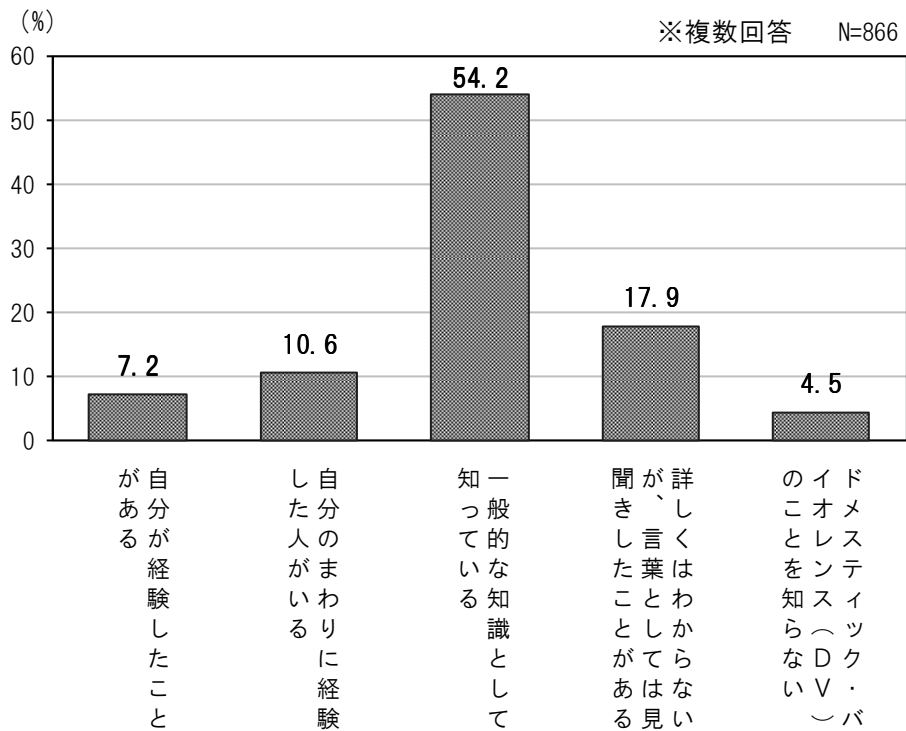
女性が仕事をする事については、「女性も、結婚や出産に関わらず、仕事をする事がよい」が43.2%と最も高くなっています。次いで、「女性は、子どもができたなら仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事をする事がよい」の19.4%となっています。



④ ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験

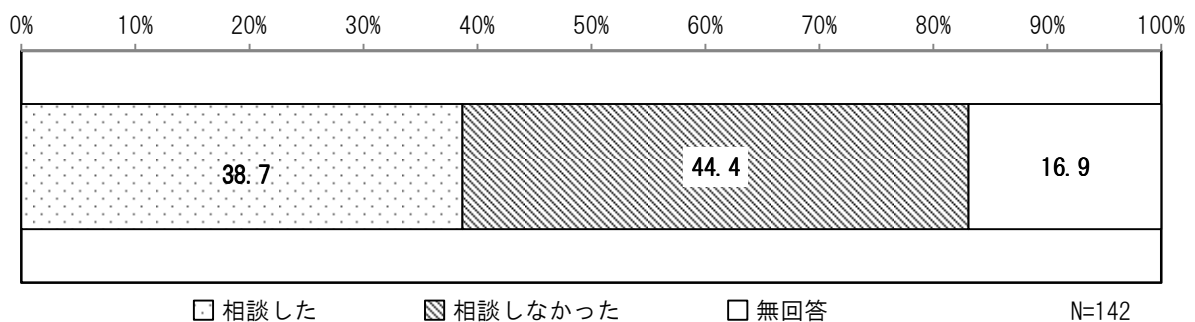
ドメスティック・バイオレンス※については、「一般的な知識として知っている」が54.2%となっています。また、「自分が経験したことがある」が7.2%、「自分のまわりに経験した人がある」が10.6%となっています。

※ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある(または、あった)者から振られる暴力のことで、略して「DV」とも呼ばれます



⑤ ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談

ドメスティック・バイオレンスを「自分が経験したことがある」、または、「自分のまわりに経験した人がある」と回答した人のうち、経験したことや見聞きしたことを、誰かに「相談した」が38.7%、「相談しなかった」が44.4%となっています。



第3章 現行計画の点検と評価

1. 現行計画の体系

基本理念

わたしらしく輝くあしたのために 互いに尊重し合う参画社会の形成

基本理念の5つの柱

(1) 平等参画

家庭、職場、学校、地域など、あらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会を形成する。

(2) 意識改革

慣習や社会制度など、性別による固定的な役割分担意識を改め、男女が自らの意思と責任によって自立できる社会を形成する。

(3) 男女協働

市の施策や方針の決定、企業や各種団体等の意思決定などの過程において、男女が協働する社会を形成する。

(4) 人権尊重

社会問題化している女性に対する犯罪、暴力を根絶し、男女の人権が対等に尊重される社会を形成する。

(5) 家庭内協力

男女が、家事、子育て、介護、その他家庭生活における活動を互いに協力し、思いやりの心で支え合う社会を形成する。

基本目標 1
男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進

基本目標 2
社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

基本目標 3
家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり

基本目標 4
人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成

男女共同参画に関する啓発活動の推進
地域における男女共同参画学習の推進
学校等における男女平等教育の推進
家庭における男女平等教育の推進

行政分野における政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
地域活動における男女共同参画の促進
防災における男女共同参画の促進
働く場における男女共同参画の促進
農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進
国際交流活動における男女共同参画の促進
エンパワメントの促進と人材の把握

家庭生活における男女共同参画の促進
子育て支援体制の充実
高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
男女の仕事と生活の調和の促進
健康支援対策の充実

男性・女性及び子どもの人権擁護
DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

2. 点検と評価

基本目標 1 男女共同参画社会の意識醸成と教育の推進

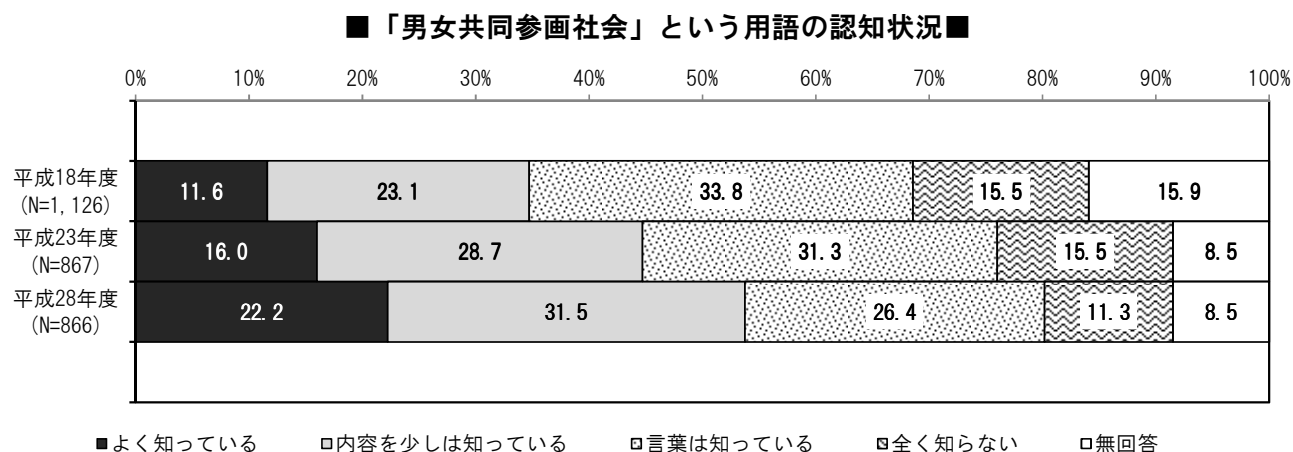
重点目標 1 男女共同参画に関する啓発活動の推進

市内の団体・グループ等との協働による「しょうばらフェスタ」、市内7地域での地域講座のほか、啓発セミナー、ファミリング講座などの啓発事業を開催し、男女共同参画についての関心と意識の向上に努めています。なお、実施に際して託児を行うなど、より参加しやすい環境づくりに配慮しています。

広報しょうばらへの記事掲載、行政文書や案内文書の配布、市ホームページ等による広報のほか、毎年、アンケート等を実施して市民の意識や実態を把握し、その結果を市ホームページで公開しています。

市民意識調査による「男女共同参画社会」という用語の総合認知割合※は、68.5% (H18) から80.1% (H28) へと上昇しています。

※総合認知割合は、「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計



重点目標 2 地域における男女共同参画学習の推進

自治振興センターにおける講座や講演会の開催、地域や職域の学習会における男女共同参画に関するDVDの活用のほか、庄原市さわやか女性会議との共催による講演会等の開催、出前トークなどによる学習機会の提供に努めています。

重点目標 3 学校等における男女平等教育の推進

教職員や保育所職員を対象とした人権尊重意識の醸成、男女平等に関する研修に取り組み、男女共同参画についての理解促進に努めています。

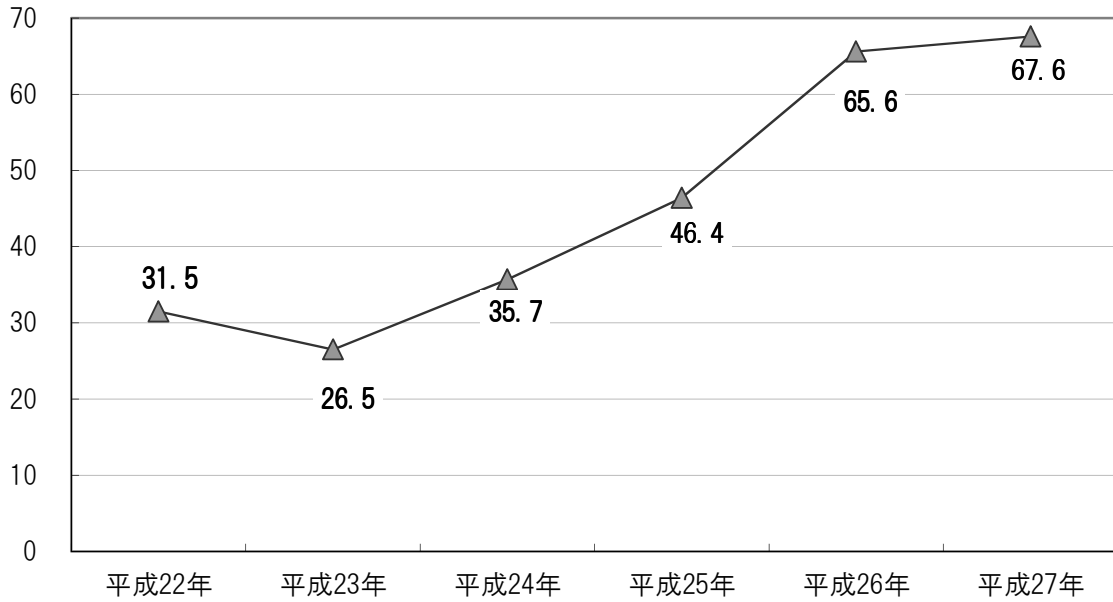
各学校において、ボランティア等の体験活動や職場訪問、職場体験学習によるキャリア教育を推進し、児童生徒が自己の将来を考える機会を設けています。

保護者会やPTA活動においては、性別にこだわらず意見を尊重する雰囲気があり、「学校へ行く週間」等の学校行事に男女ともに参加しています。

重点目標4 家庭における男女平等教育の推進

各地域で子育てに関する講演会や講習会、自治振興センターでの親子交流事業等を開催しています。また、母子健康手帳交付時に母子保健事業を説明し、「パパママひろば(妊娠中の母親と父親を対象とした教室)」や育児相談、乳幼児健診への父親の参加が増加しています。

■ 「パパママひろば」の男性参加率の推移 ■



資料：保健医療課

基本目標 2 社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

重点目標 1 行政分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

市の審議会等への女性委員の登用については、各審議会等を所管するすべての部署に働きかけ、女性委員の割合を30%以上にするよう努めています。

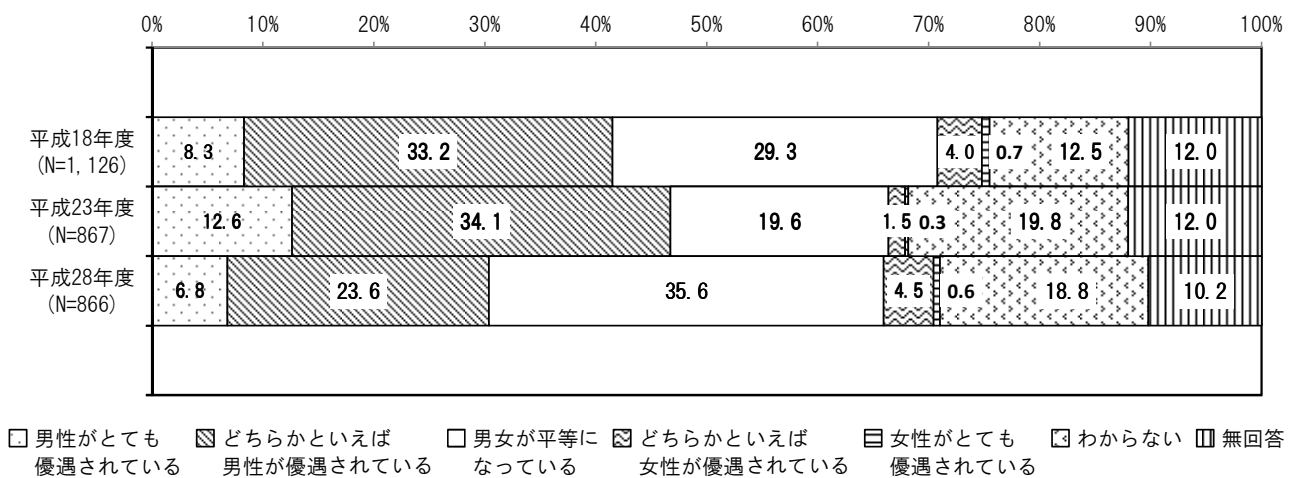
市職員における男女共同参画については、ジョブローテーション等により女性の職域拡大に努めています。また、平成28年4月に「女性活躍推進法に基づく庄原市特定事業主行動計画」を策定し、同計画に基づく取り組みを進めています。

重点目標 2 地域活動における男女共同参画の促進

「パートナーシップ・ミーティング」等において、誰でも参加できる雰囲気作りに努めているほか、自治振興センターにおける女性対象の講座の開催、視察研修の活動支援等を実施しています。

市民意識調査において、自治振興区や自治会活動等の地域活動で、「男女が平等になっている」と回答した割合は、29.3% (H18) から35.6% (H28) へと上昇しましたが、自治振興区全体での女性役員の登用状況は、2割に満たない状況です。

■男女平等意識(自治振興区や自治会活動)■



■自治振興区の役員の状況■

平成27年4月1日現在

役員総数 (a)	454 人
女性役員総数 (b)	85 人
女性役員割合 (b/a)	18.7%

資料：平成27年度「住民自治活動における男女共同参画に関するアンケート」

重点目標3 防災における男女共同参画の促進

現在、市の防災会議委員37人のうち5人が女性委員であり、防災計画に女性の意見を反映する体制を確保しています。一方、消防団については、平成27年度に2人の女性団員の加入があり、平成28年1月1日現在で5人となっています。

重点目標4 働く場における男女共同参画の促進

商工会議所、商工会、企業人権啓発推進連絡協議会との共催によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や職場のハラスメント防止、女性活躍推進などをテーマとしたセミナーの開催のほか、関係情報の提供に努めています。

重点目標5 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の促進

農林業分野では、庄原市さわやか女性会議と共催し、地域づくりや農業などをテーマとしたエンパワメント講座を開催するとともに、市内の産直市等への農産物の積極的な出荷を促すことで女性従事者の意欲向上に取り組んでいます。なお、家族経営協定の締結については、新規就農者への普及に留まっています。

商工業分野では、商工会議所、商工会へ情報提供や資料送付等を行いました。取り組みとしては十分な状況には至っていません。

重点目標6 国際交流活動における男女共同参画の促進

しょうばら国際交流協会の事業において、男女共同参画行事等と連携した取り組みに努めています。

重点目標7 エンパワメントの促進と人材の把握

エンパワメント講座などの講座・研修会、しょうばらフェスタ等の実施に加え、平成27年度から日本女性会議に職員・市民を派遣し、先進事例を学ぶ機会を設けています。また、女性や若者を含む起業支援に取り組んでいます。

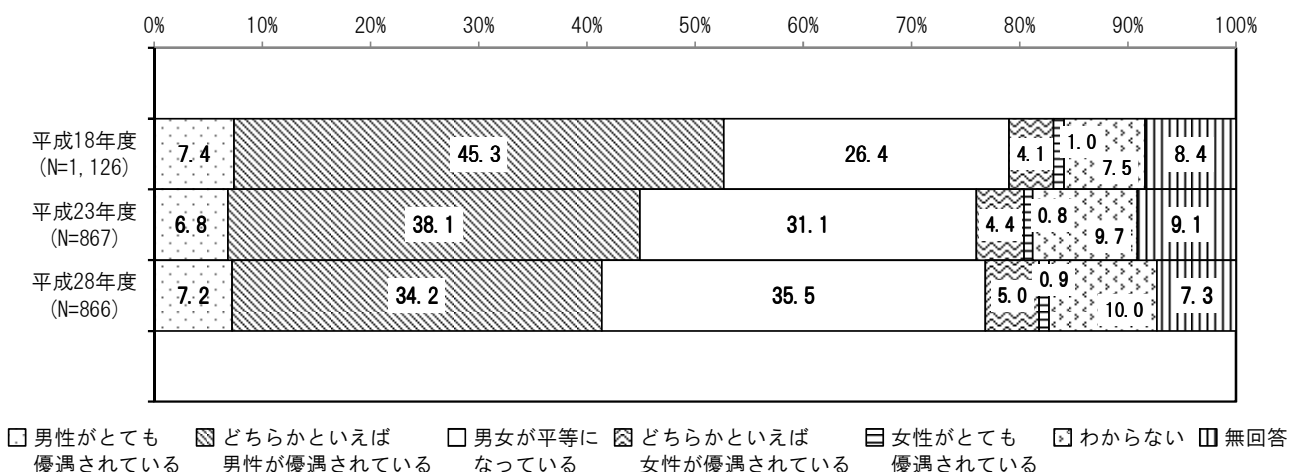
基本目標3 家庭・地域社会における自立を支援する環境づくり

重点目標1 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭における男女共同参画を促進するため、男性の家事・育児参画をテーマとした啓発セミナーやファミリーング講座、地域講座のほか、食育推進計画に基づき、男性料理教室等を各地で実施しています。なお、介護教室においては、男性の参加も増加傾向にあります。

また、市民意識調査において、家庭生活の中で、「男女が平等になっている」と回答した割合が、26.4%(H18)から35.5%(H28)に上昇しましたが、「男性が優遇されている」(「男性がとても優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合は、依然として4割を超えています。

■男女平等意識(家庭生活)■



重点目標2 子育て支援体制の充実

子育て支援施設をつどいの場として提供するとともに、講座や講演会の開催、相談対応、情報提供等により、子育て家庭の不安解消と交流促進に努めています。また、世代間交流や地域を越えた交流など、各地域の子育てサークルの活動を支援しています。

重点目標3 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が心身ともにいきいきと過ごせるよう、住民参画の介護予防事業として、シルバーリハビリ体操指導士を養成しているほか、老人クラブやシルバー人材センターの活動支援に努めています。

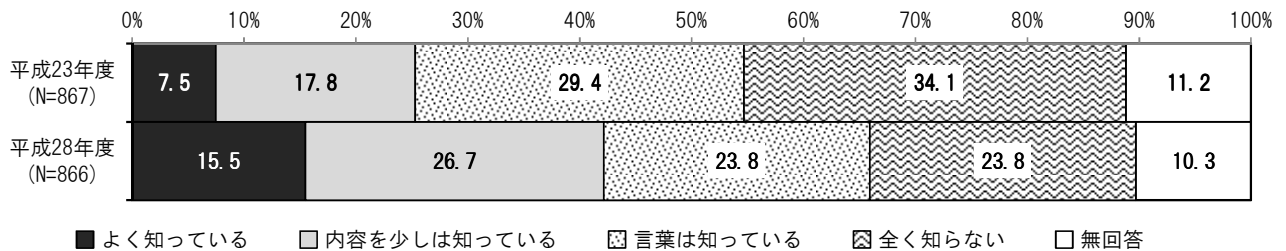
障害のある方を対象とした相談体制の充実、外国人を対象とした相談事業、しょうばら国際交流協会による日本語教室や交流会の開催など、生活支援に取り組んでいます。

重点目標4 男女の仕事と生活の調和の促進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をテーマに、商工会議所、商工会や庄原市企業人権啓発推進連絡協議会との共催によるワークショップ、セミナーの開催、企業人権啓発推進連絡協議会を通じた事業所に対する情報提供などを行っています。

庄原市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに応じた保育サービスの提供、放課後児童クラブ事業や放課後子供教室等を実施し、子育てと仕事の両立支援体制の充実に努めています。

■「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知状況■



重点目標5 健康支援対策の充実

妊娠から出産後までの一貫した相談体制を確保するとともに、不妊治療に関する相談に対し、助成事業や専門相談センターの情報提供に努めています。また、子育て家庭の負担軽減を図るため、乳幼児等医療費助成の対象年齢を15歳(中学3年生相当)まで拡充しています。

このほか、女性のがん検診の受診率向上や、生活習慣病予防を目的とした啓発イベント、ニュースポーツ体験教室の開催など、生涯を通じた疾病予防、健康づくりに取り組んでいます。

基本目標 4 人権が擁護され主体的に生き方を選択できる社会の形成

重点目標 1 男性・女性及び子どもの人権擁護

啓発セミナーや講演会、啓発映画上映会等による多様な人権啓発事業を実施しているほか、地域や職域の学習会に際して啓発DVDの貸出を行っています。また、児童虐待防止にかかる講演会や推進月間での広報活動、市内すべての中学校での「いのちの学習」に取り組んでいます。

各種相談員や保健師・ケアマネージャー等の専門職、地域の民生委員等、関係団体と連携しながら相談対応の充実に努めています。

重点目標 2 DV及び女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

広報紙や市ホームページにより、相談窓口やDVに関する情報提供のほか、講演会を開催して啓発に努めています。また、市内中学校においてデートDV相談先カードの配布や保健師による説明などにも取り組んでいます。

相談窓口に専門知識を持った相談員を配置し、支援の継続や関係機関への紹介等、適切な対応を図っています。

第4章 計画の体系

1. 実現すべき姿と基本方針

男女共同参画社会基本法は「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とし、同法第2条において、男女共同参画社会の形成とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

また、本計画は「男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができる社会の実現」を目的としていることから、実現すべき姿を、「“男女共同参画が形成された社会”～わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～」と設定します。

実現すべき姿

男女共同参画が形成された社会

～わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～

この「実現すべき姿」に向けた関係施策の推進にあたり、次の5項目を基本方針とします。

なお、第1次計画では、この5項目を「基本理念の柱」としており、本市の男女共同参画の取り組みにおける普遍的かつ重視すべき方向性となるものです。

(1) 平等参画

家庭、職場、学校、地域など、あらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会を形成する。

(2) 意識改革

慣習や社会制度など、性別による固定的な役割分担意識を改め、男女が自らの意思と責任によって自立できる社会を形成する。

(3) 男女協働

市の施策や方針の決定、企業や各種団体等の意思決定などの過程において、男女が協働する社会を形成する。

(4) 人権尊重

社会問題化している女性に対する犯罪、暴力を根絶し、男女の人権が対等に尊重される社会を形成する。

(5) 家庭内協力

男女が、家事、子育て、介護、その他家庭生活における活動を互いに協力し、思いやりの心で支え合う社会を形成する。

2. 基本目標

本計画では、社会経済環境の変化や国・県の動向、基本方針を踏まえ、男女共同参画が形成された社会の構築に向け、次のとおり基本目標を設定します。

■基本目標1(環境づくり) 男女がともに活躍できるまち

■基本目標2(人づくり) 男女がお互いを認め合うまち

■基本目標3(安心づくり) 男女がともに支え合うまち

3. 基本施策

基本目標を実現するための基本施策については、「第4次男女共同参画基本計画」、「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」に準拠するとともに、「DV防止法」及び「女性活躍推進法」を踏まえて設定します。

■基本目標1(環境づくり) 男女がともに活躍できるまち

基本施策1. 働く場における男女共同参画の推進

基本施策2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本施策3. 企画・立案過程における男女共同参画の推進

■基本目標2(人づくり) 男女がお互いを認め合うまち

基本施策1. 男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実

基本施策2. 男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実

基本施策3. 社会活動における男女共同参画の推進

■基本目標3(安心づくり) 男女がともに支え合うまち

基本施策1. 暴力のない地域づくり

基本施策2. 地域で支え合う福祉環境づくり

基本施策3. 生涯にわたる男女の健康づくり

4. 体系図

実現すべき姿

男女共同参画が形成された社会

～わたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまち～

基本目標 1 (環境づくり)
男女がともに
活躍できるまち

基本目標 2 (人づくり)
男女がお互いを
認め合うまち

基本目標 3 (安心づくり)
男女がともに
支え合うまち

基本施策 1
働く場における男女共同参画の推進

基本施策 2
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進

基本施策 3
企画・立案過程における男女共同参画の推進

基本施策 1
男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実

基本施策 2
男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実

基本施策 3
社会活動における男女共同参画の推進

基本施策 1
暴力のない地域づくり

基本施策 2
地域で支え合う福祉環境づくり

基本施策 3
生涯にわたる男女の健康づくり

基本方針

(1) 平等参画

家庭、職場、学校、地域など、あらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会を形成する。

(2) 意識改革

慣習や社会制度など、性別による固定的な役割分担意識を改め、男女が自らの意思と責任によって自立できる社会を形成する。

(3) 男女協働

市の施策や方針の決定、企業や各種団体等の意思決定などの過程において、男女が協働する社会を形成する。

(4) 人権尊重

社会問題化している女性に対する犯罪、暴力を根絶し、男女の人権が対等に尊重される社会を形成する。

(5) 家庭内協力

男女が、家事、子育て、介護、その他家庭生活における活動を互いに協力し、思いやりの心で支え合う社会を形成する。

第5章 施策の展開

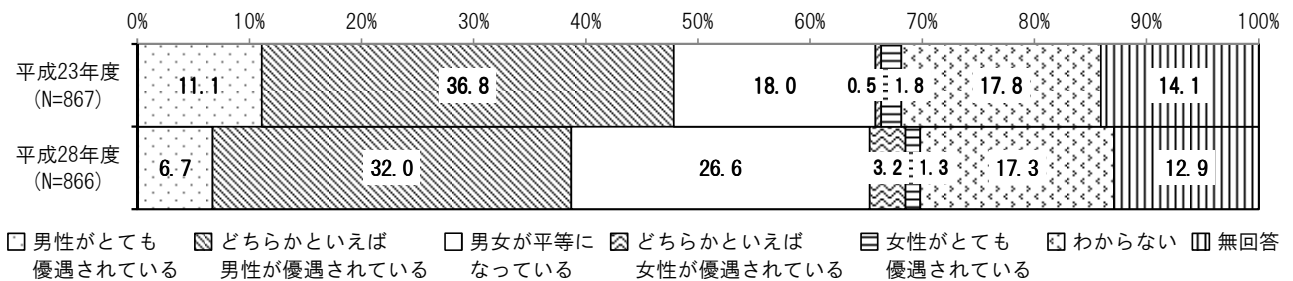
基本目標1（環境づくり） 男女がともに活躍できるまち

基本施策1. 働く場における男女共同参画の推進

【現状】

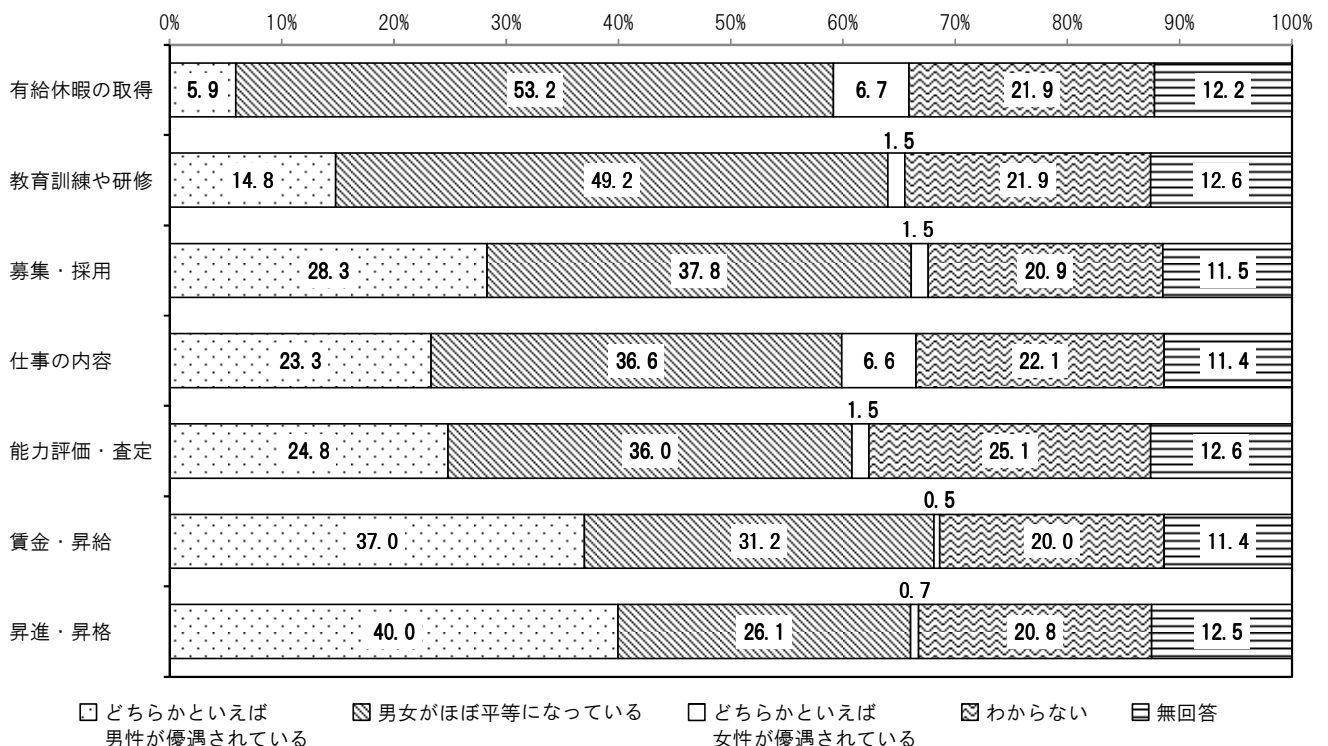
市民意識調査では、就職の機会や職場において、「男女が平等になっている」が26.6%で、「男性が優遇されている」（「とても優遇されている」「どちらかといえば優遇されている」の計）の38.7%よりも低くなっていますが、いずれも平成23年度の調査に比べ改善しています。

■男女平等意識(就職の機会や職場)■



次に「職場環境」のうち、「男女がほぼ平等になっている」の回答割合は、高い順に「有給休暇の取得」、「教育訓練や研修」、「募集・採用」、「仕事の内容」、「能力評価・査定」となっています。

■職場環境(男女平等意識)■



1. 事業所における男女共同参画の推進

【課題】

生産年齢人口の減少が予測され、経済の活力低下が懸念される中、事業所においては、人材活用の幅を広げ、より多様な人材の能力を活かしていくことが課題となっており、さまざまな職場での女性の活躍が期待されています。

本市においても、雇用や就労における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の就労の継続、再就職等に対する支援への取り組みが求められています。また、ライフステージに応じた多様な働き方を選べるよう、再チャレンジ支援や新たな就労形態・環境についての整備・支援も必要となっています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の周知・普及を図ります。 ●「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として、男女ともに働きやすい環境づくりを進めるため、事業所等への啓発に努めます。 ●職場のセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメント等を防止するため、事業所等を対象とした制度の周知や啓発に取り組みます。 	市民生活課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> ●国・県及び関係機関と連携して、出産・育児や介護等で離職した人の再就職のための情報の収集と提供に努めます。 	商工観光課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「就職の機会や職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	18.0%	25%	26.6%	40%以上

2. 自営業における男女共同参画の推進

【課題】

農林水産業、商工業においても女性の役割は高まっていますが、経営における女性の参画状況は十分とはいえません。男女がともに経営や意思決定に参画できるよう意識啓発を進めること、また、関係団体との連携強化が求められています。

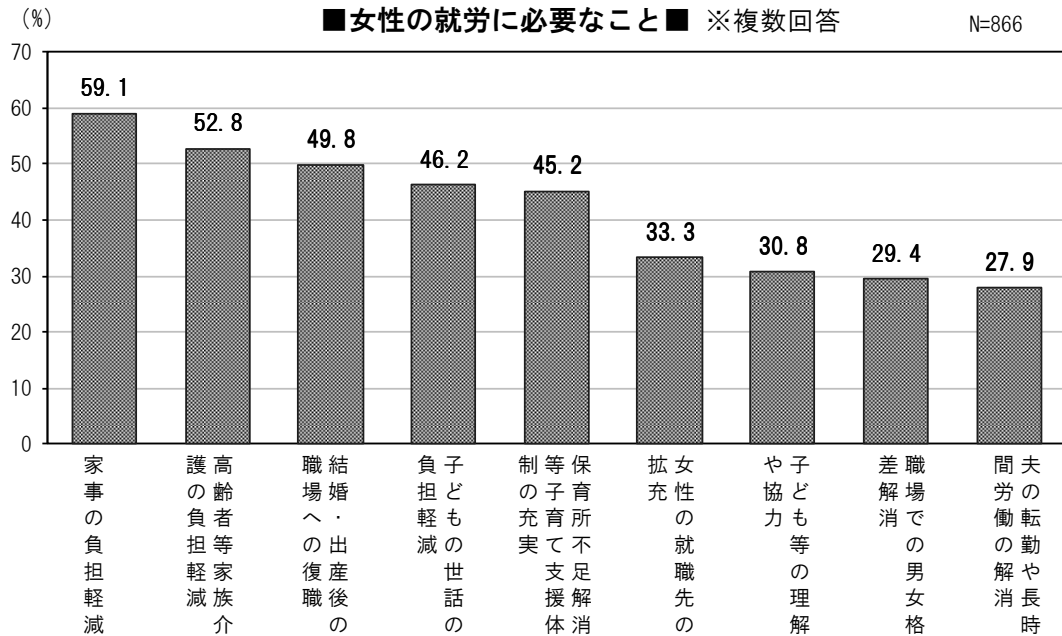
施策の方向性	担当部署
●男女が対等なパートナーとして協力して農業経営に参画できるよう、家族経営協定※の締結の普及に努めます。	農業振興課
●男女が対等なパートナーとして経営や意思決定に参画する意識を醸成するため、関係団体との連携による啓発事業に取り組みます。	市民生活課 商工観光課 農業振興課 林業振興課

※家族経営協定：家族で農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

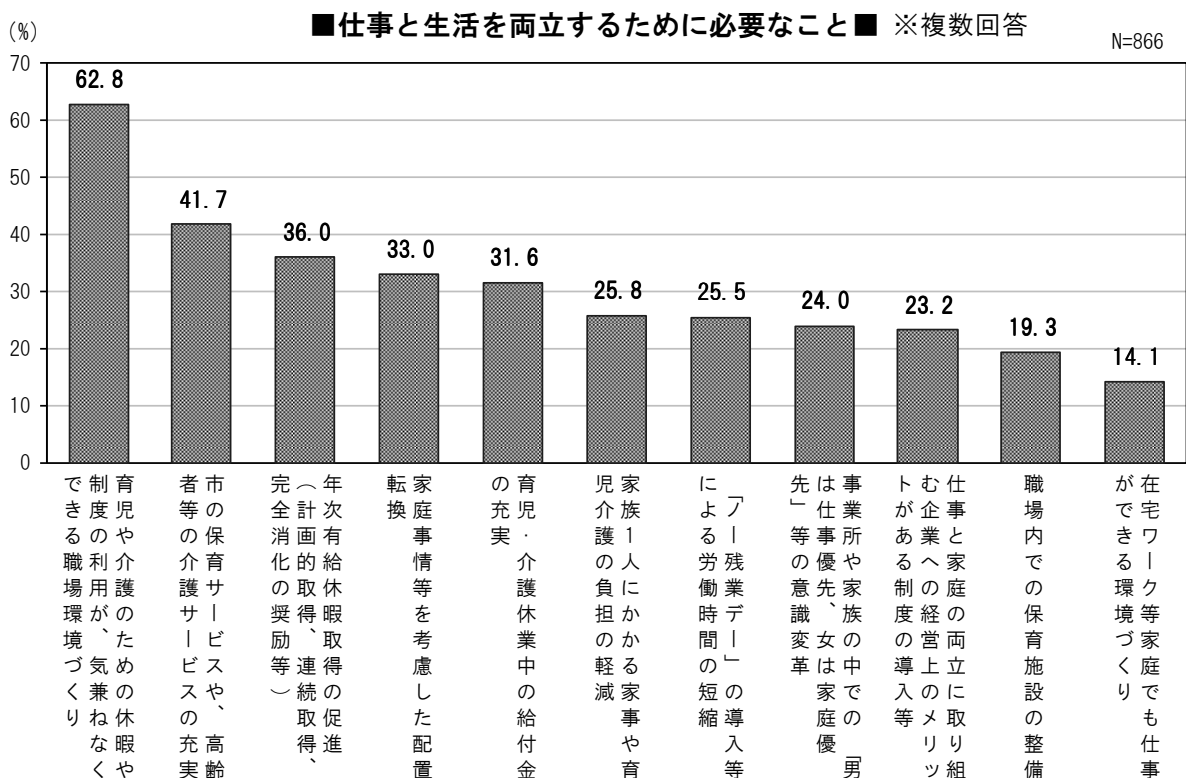
基本施策2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【現状】

市民意識調査では、「女性の就労に必要なこと」は、「家事の負担軽減」、「高齢者等家族介護の負担軽減」の比率が高くなっています。



男女がともに「仕事と生活を両立するために必要なこと」については、「育児や介護のための休暇や制度の利用が、気兼ねなくできる職場環境づくり」が62.8%と最も高くなっています。



1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

【課題】

年齢や性別にかかわらず、やりがいを感じながら働き、いきいきとした生活を送るためには、仕事と生活の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が重要です。

事業所や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの必要性や育児・介護休業制度について、広く周知する必要があります。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな媒体や機会を通じて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の周知・普及を図ります。 ●男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる環境づくり、支援体制の整備等について、事業所に働きかけます。 ●「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が図られる環境づくりを進めるため、事業所等への啓発に努めます。 	市民生活課 商工観光課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という用語の総合認知割合※	54.7%	60%以上	66.0%	70%以上

※総合認知割合は、市民意識調査における「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計

2. 育児・介護支援の充実

【課題】

育児・介護と仕事の両立を支えるためには、育児や介護にかかる負担を軽減することが重要です。「庄原市子ども・子育て支援事業計画」や「庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、対象者のニーズを把握しながら、支援の充実を図る必要があります。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業等、地域社会全体で子育てを支える体制づくり、子育てに関する情報の収集・提供に努めます。●地域の子育てネットワークづくりや地域が実施する子育て交流等を支援します。●多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の充実を図ります。	児童福祉課
<ul style="list-style-type: none">●放課後や週末、長期休暇期間中の子どもの居場所づくりのため、放課後児童クラブ事業・放課後子供教室を実施します。	児童福祉課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none">●介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、医療・介護・福祉の連携による在宅高齢者の介護支援体制の充実を図ります。●家族介護者の経済的負担の軽減に努めます。	高齢者福祉課

3. 多様な働き方への条件整備

【課題】

男女がともに働きやすい環境を整えるため、創業することを希望する人を含めた多様な働き方に対する支援が求められています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●事業所等に対して、在宅勤務、ワークシェアリング等、多様な就業形態に関する情報提供に努めます。●創業や事業経営に関する情報提供や支援に取り組みます。	商工観光課

基本施策3. 企画・立案過程における男女共同参画の推進

【現状】

本市の審議会等における女性委員の登用は、各審議会等の女性委員を30%以上とする目標に対し、平成28年4月1日現在で、委員総数は30%を超えているものの、女性委員がいない、または女性委員の割合が30%に満たない審議会等があります。

■市の審議会等委員の状況■

各年4月1日現在

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
女性委員がいない	11	12	11	11	10	9
女性委員30%未満	19	17	19	20	19	19
女性委員30%以上	37	33	32	31	30	33
合 計	67	62	62	62	59	61
女性委員割合	29.8%	29.7%	30.7%	29.8%	28.6%	30.4%

資料：市民生活課

また、市職員の状況をみると、役職別の女性割合のうち、監督職(係長相当職)は年々増加しており、平成28年4月1日現在では33.0%に達していますが、管理職(課長相当職以上)は、4.2%と低くなっています。

■市職員の状況(女性職員数と割合)■

各年4月1日現在

	監督職(係長相当職)			管理職(課長相当職以上)			全 体		
	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合
平成24年度	137	35	25.5%	54	3	5.6%	573	200	34.9%
平成25年度	133	35	26.3%	51	2	3.9%	554	190	34.3%
平成26年度	123	34	27.6%	51	2	3.9%	540	184	34.1%
平成27年度	117	36	30.8%	51	2	3.9%	534	185	34.6%
平成28年度	115	38	33.0%	48	2	4.2%	531	183	34.5%

注：西城市民病院の事務職を含み、医療職及び他団体からの派遣職員は除く。

資料：総務課

1. 企画・立案過程における男女共同参画の推進

【課題】

「男女がともに暮らしやすいまちづくり」のためには、政策や方針の企画・立案の過程で男女の考え方を反映することが重要であり、審議会等への女性委員の登用を進める必要があります。

また、市政や地域課題に関する情報の提供、市民意識の醸成が求められています。

施策の方向性	担当部署
●委員の改選または新しい審議会等を設置する際には、女性委員の登用に配慮するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全課局室
●市の審議会等委員の男女構成について毎年度調査し、その結果を公表します。 ●市政や地域課題の視点から男女共同参画を学ぶ講座等を実施します。	市民生活課

【評価指標】

評価指標	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度末 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
女性委員がいる審議会等の割合	84.1%	100%	85.2%	100%
審議会等委員に占める女性の割合	平均29.7%	各審議会等で 30%以上	平均30.4%	各審議会等で 30%以上
女性委員の割合が30%以上の審議会等の割合	53.2%	100%	54.1%	100%

2. 市職員における男女共同参画の推進

【課題】

平成28年4月に策定した「女性活躍推進法に基づく庄原市特定事業主行動計画」を周知するとともに、職員の意識啓発や計画事業を進める必要があります。

施策の方向性		担当部署									
<ul style="list-style-type: none"> ●男性、女性を問わず、職員一人ひとりが高い意識を持ち、能力を十分に発揮するため、働き方に対する意識改革やワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を進めます。 ●管理職及び監督職に占める女性職員の割合の引き上げ、女性職員のキャリア形成、キャリアに対する意識啓発、職域拡大等に努めます。 <p>女性活躍推進法に基づく庄原市特定事業主行動計画に定める目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度 (実績値)※</th> <th>平成32年度 (目標値)※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職(部課長級)に占める女性割合</td> <td>4.2%</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>監督職(係長級)に占める女性割合</td> <td>33.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4月1日時点</p>			平成28年度 (実績値)※	平成32年度 (目標値)※	管理職(部課長級)に占める女性割合	4.2%	12.0%	監督職(係長級)に占める女性割合	33.0%	40.0%	総務課
	平成28年度 (実績値)※	平成32年度 (目標値)※									
管理職(部課長級)に占める女性割合	4.2%	12.0%									
監督職(係長級)に占める女性割合	33.0%	40.0%									

基本目標2(人づくり) 男女がお互いを認め合うまち

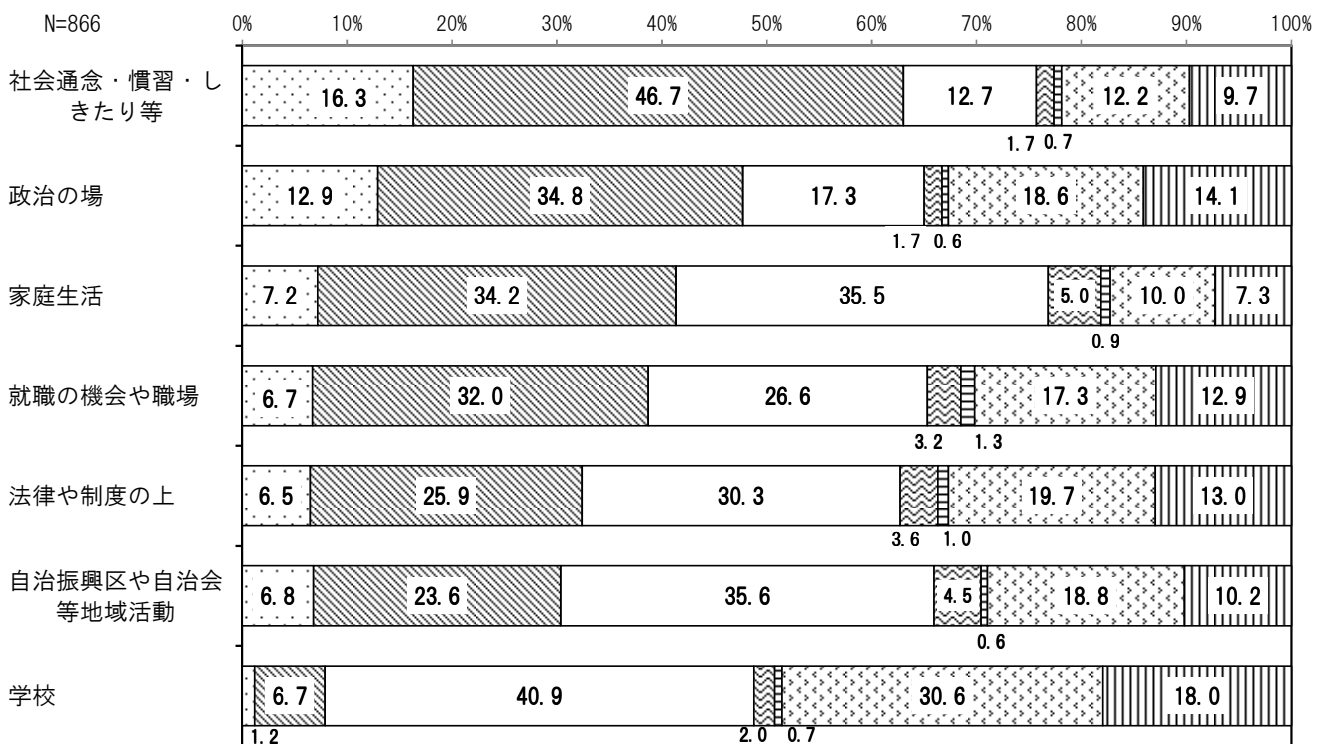
基本施策1. 男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実

【現状】

市民意識調査では、男性が優遇されている(とても・どちらかといえば)場面は、「社会通念・慣習・しきたり等」、「政治の場」、「家庭生活」などの割合が高くなっています。

また、「男女が平等になっている」の回答割合は、男性の方が高くなっており、男女での意識の差がみられます。

■男女平等意識 ■ ※男性が優遇されている割合が高い順

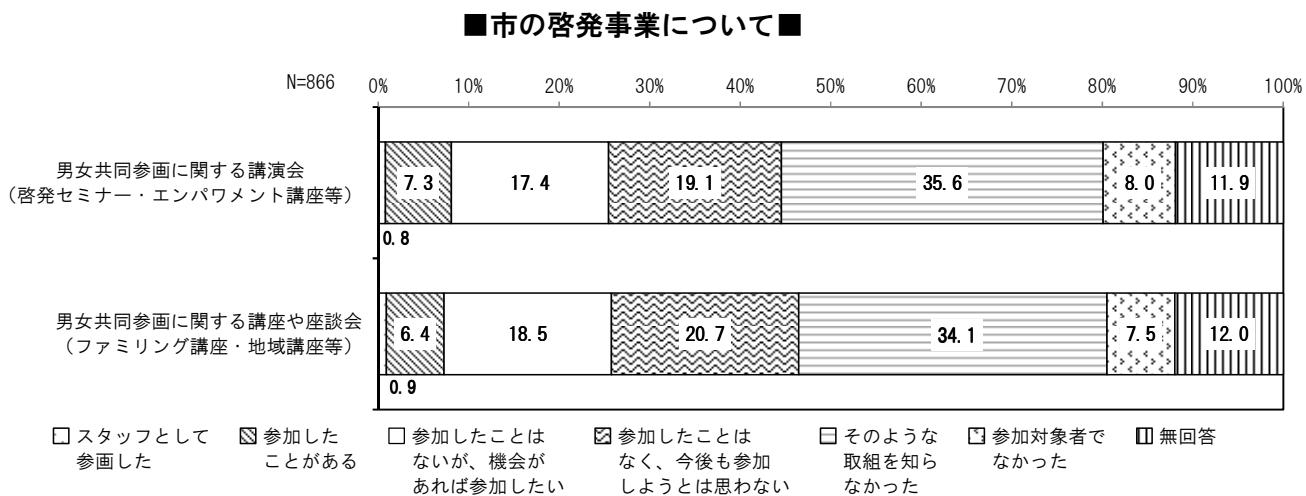


□男性がとても優遇されている □どちらかといえば男性が優遇されている □男女が平等になっている □どちらかといえば女性が優遇されている □女性がとても優遇されている □わからない □無回答

■男女平等度(「男女が平等になっている」の割合)■

	家庭生活	や就職の機会	地や自治会等	学校	政治の場	の法律や制度	たり慣習等
男性(n=400)	42.0	31.5	44.3	44.8	21.0	39.0	16.8
女性(n=458)	29.9	22.7	28.6	38.2	14.4	23.1	9.4

市が実施している男女共同参画に関する啓発事業への意識や参加、認知は、低い状況にあります。



1. 男女共同参画に関する情報提供

【課題】

誰もが個性と能力を十分に発揮するためには、さまざまな機会を通じて関係情報を発信し、男女共同参画への関心を高め、意識の醸成を図ることが必要です。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●国・県、他自治体等の施策や関連データ等を調査・収集し、市民・関係団体への情報提供に努めます。 ●男女共同参画に関する意識や実態の調査を行って課題を明示し、結果を公表します。 	市民生活課

2. 男女共同参画に関する意識啓発

【課題】

年齢・性別を問わず、男女平等と男女共同参画の理解促進、人権尊重の意識醸成が求められていることから、幼児期から高齢期まで、各階層に応じた多様な手法での啓発が必要となっています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講演会、研修会等を実施し、理解促進と意識の浸透を図ります。 ●幅広い年齢層を対象としたわかりやすい広報・啓発に努めます。 	市民生活課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「男女共同参画社会」という用語の総合認知割合※1	76%	100%	80.1%	100%
啓発事業※2の参加率 (参加者数/目標参加者数)	—	—	69.3%	70%以上

※1 総合認知割合は、市民意識調査における「よく知っている」「内容を少しは知っている」「言葉は知っている」の合計

※2 啓発事業は、男女共同参画に関する講演会、講座、映画上映会等

3. 家庭生活における男女共同参画の推進

【課題】

性別役割分担の固定的な意識は、時代とともに変化しているものの、大きな変化は見られていません。家事や育児・介護などを男女がともに担うことが求められている中、家庭生活においても意識改革が必要となっています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの浸透のための広報・啓発に取り組みます。 ●男性の育児・家事・介護を促進するとともに、男性同士の情報交換・交流の場を提供するため、親子で参加できる講座や料理教室、家族介護教室等を実施します。 	市民生活課 児童福祉課 高齢者福祉課 保健医療課

【評価指標】

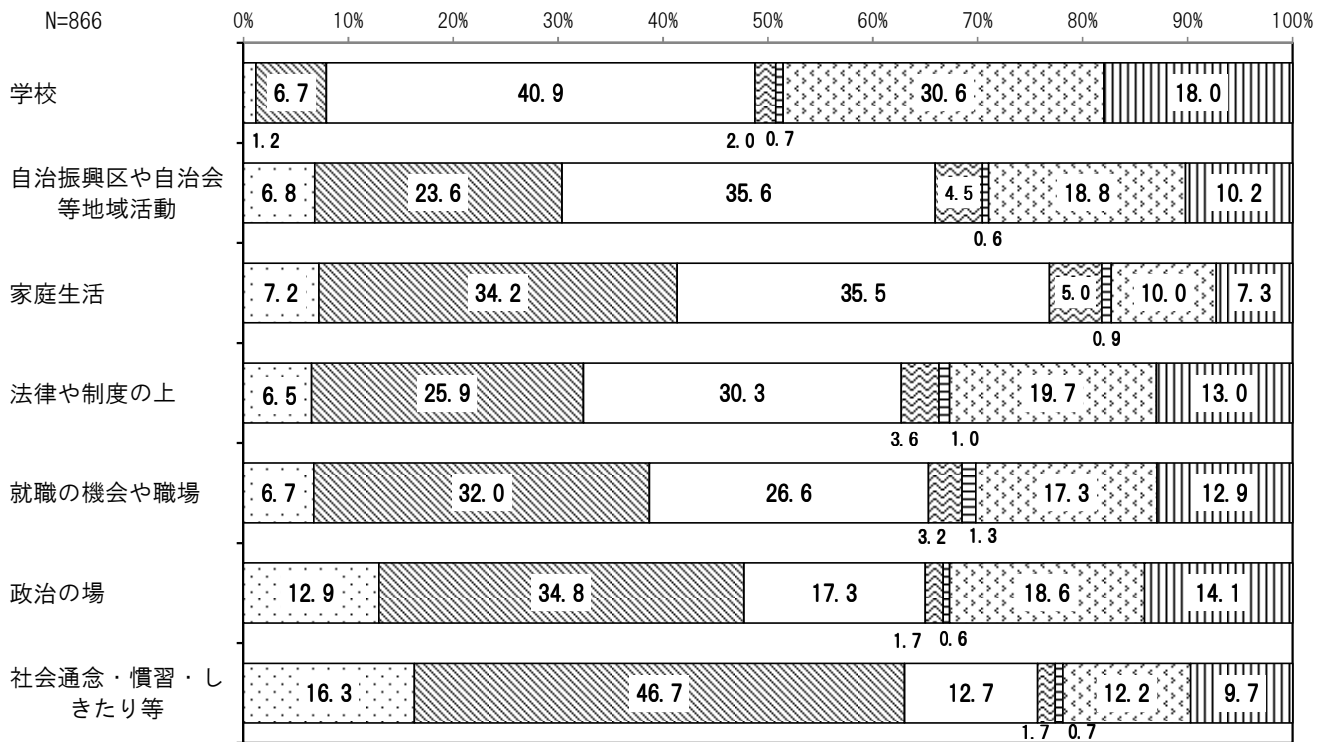
内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	31.1%	40%	35.5%	40%以上

基本施策2. 男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実

【現状】

市民意識調査では、「男女が平等になっている」場面は、「学校」が40%を超え、最も高くなっており、次いで「自治振興区や自治会等地域活動」「家庭生活」となっています。

■男女平等意識 ■ ※男女が平等になっている割合が高い順



男性がとて
どちらかとい
男女が平等に
どちらかとい
女性がとて
わからない
無回答
 優遇されている 男性が優遇されている なっている 女性が優遇されている 優遇されている

1. 男女共同参画に関する教育の推進

【課題】

次代を担う子どもたちが男女平等の意識を培い、ジェンダーにとらわれない自由な意思で活動できる社会を実現するためには、学校教育の充実のほか、家庭、地域、学校、保育所等の相互連携による取り組みが求められています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が男女共同参画について理解し、お互いを尊重できるよう、心身の発達段階に応じた教育を推進します。 ●児童・生徒の個性や特性に応じたキャリア教育を実施します。 ●教職員、保育士、保護者が人権感覚を磨く研修に取り組みます。 ●家庭との連携を重視するとともに、保護者会活動やPTA活動における男女共同参画の推進に努めます。 	児童福祉課 教育指導課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「学校」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	32.5%	70%	40.9%	70%以上

2. 男女共同参画に関する多様な学習機会の提供

【課題】

従来の固定観念やしきたり、慣習を見直し、男女共同参画意識を醸成するためには、社会教育や生涯学習の機会を通じた継続的な学習機会の提供が必要です。

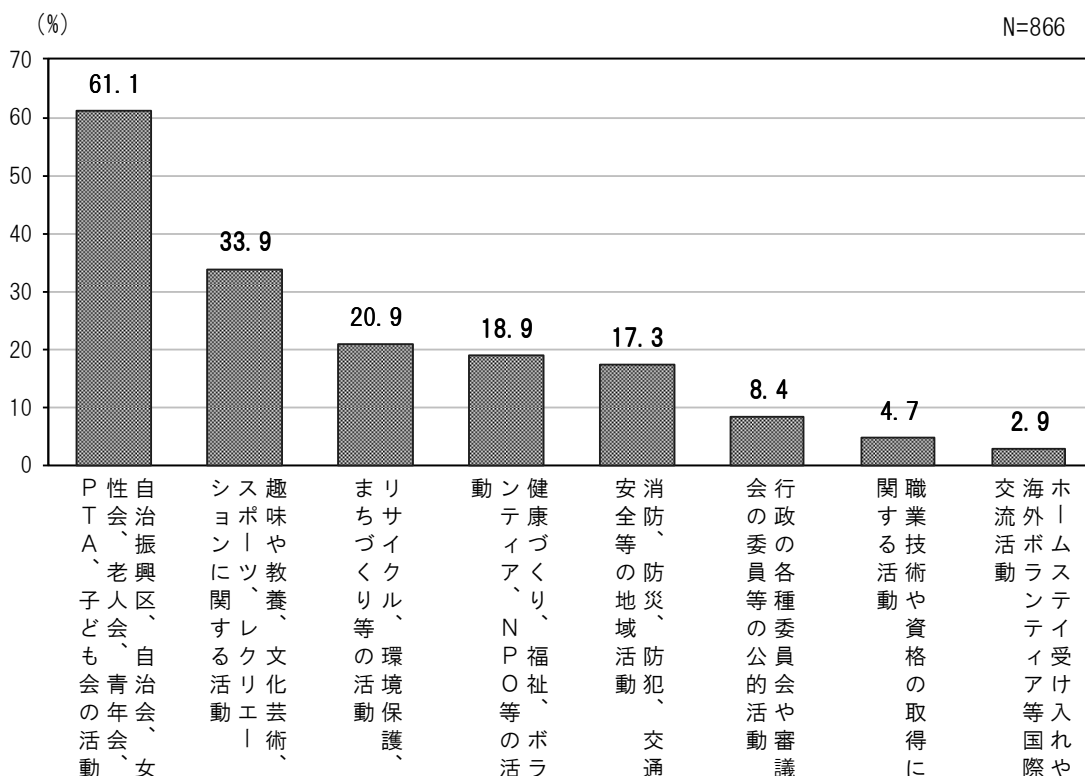
施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画への理解を深めるための講演会・講座等を実施します。 ●講演会・講座等の開催に際して、日時設定の配慮や託児の実施等により、誰もが参加しやすいよう努めます。 	市民生活課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●自治振興区や自治会、子育て支援センター等での講座等を利用して、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の充実を図り、世代間交流に努めます。 ●地域で活動する団体やグループに対して、男女共同参画に関する学習の支援に努めます。 	市民生活課 児童福祉課 生涯学習課

基本施策3. 社会活動における男女共同参画の推進

【現状】

市民意識調査では、「地域の活動への参加状況」は、概ね男性の方が活動への参加率が高くなっています。参加している活動では、「自治振興区、自治会、女性会、老人会、青年会、PTA、子ども会の活動」が61.1%と最も高く、次いで、「趣味や教養、文化芸術、スポーツ、レクリエーションに関する活動」、「リサイクル、環境保護、まちづくり等の活動」となっています。

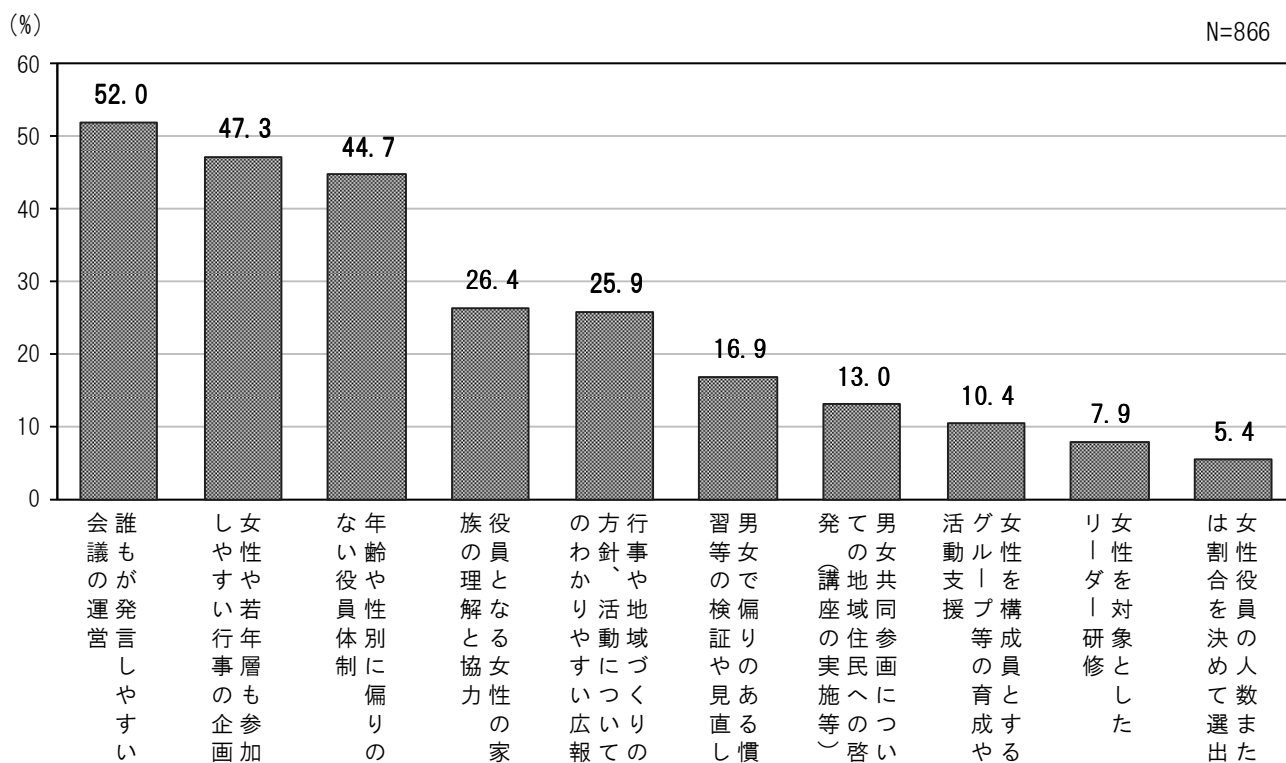
■地域活動への参加状況■ ※複数回答



	PTA、女性会、老人会、青年会、子ども会の活動	趣味や教養、文化芸術、スポーツに関する活動	リサイクル、環境保護、まちづくり等の活動	健康づくり、スポーツ、ボランティア等の活動	安全等の防災、防犯、交通安全等の地域活動	行政の各種委員等の公的活動や審議会	職業技術や資格の取得に関する活動	海外交流活動
男性 (n=400)	70.0	38.5	27.5	18.5	27.5	13.3	6.3	3.8
女性 (n=458)	53.7	30.3	15.5	19.4	8.7	4.1	3.5	2.0
男性若年 (n=70)	44.3	22.9	11.4	2.9	18.6	2.9	10.0	2.9
男性中年 (n=94)	86.2	40.4	30.9	11.7	40.4	11.7	6.4	6.4
男性高年 (n=236)	71.2	42.4	30.9	25.8	25.0	16.9	5.1	3.0
女性若年 (n=75)	41.3	30.7	9.3	5.3	5.3	-	6.7	1.3
女性中年 (n=107)	55.1	21.5	15.9	6.5	3.7	2.8	3.7	1.9
女性高年 (n=275)	56.4	33.8	16.7	28.4	11.6	5.8	2.5	2.2

また、男女がともに「自治振興区等の地域活動に参加するために力を入れるべきこと」は、「誰もが発言しやすい会議の運営」、「女性や若年層も参加しやすい行事の企画」、「年齢や性別に偏りのない役員体制」の3項目の割合が高くなっています。

■自治振興区等の地域活動に参加するために力を入れるべきこと ■ ※複数回答



1. 地域活動における男女共同参画の推進

【課題】

男女がともに意見を出し合い協力して地域活動を推進できるよう、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。また、地域活動への女性の参画を促進するために、意識啓発と人材育成支援の両面の取り組みが必要です。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●市民団体等との協働により講座等を開催し、地域活動の場での男女共同参画についての意識啓発を進めます。 ●講座の開催や学習支援等を通じて、女性がまちづくりに参画する意義や固定的な性別役割分担の解消について、啓発を推進します。 ●地域リーダーを育成するため、研修等の支援に取り組みます。 	市民生活課 企画振興課 生涯学習課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
「自治振興区や自治会等の地域活動」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	19.6%	40%	35.6%	40%以上

2. さまざまな分野への女性の参画の推進

【課題】

東日本大震災においては、男女のニーズの違い等が配慮されない等の課題が生じました。この教訓を今後活かすため、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりに努めることが求められています。また、地域の活性化の要となる分野についても、女性の持つ感性を基としたアイデアや提案を活用するため、女性の参画を促し、エンパワメントを促進する必要があります。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●庄原市防災会議における女性委員の登用に努めます。 ●消防団・自主防災組織等、防災分野への女性の参画拡大に努め、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めます。 	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の観光資源の掘り起こしや魅力発信等に関して、女性の参画を促進します。 	商工観光課

基本目標3 (安心づくり) 男女がともに支え合うまち

基本施策1. 暴力のない地域づくり

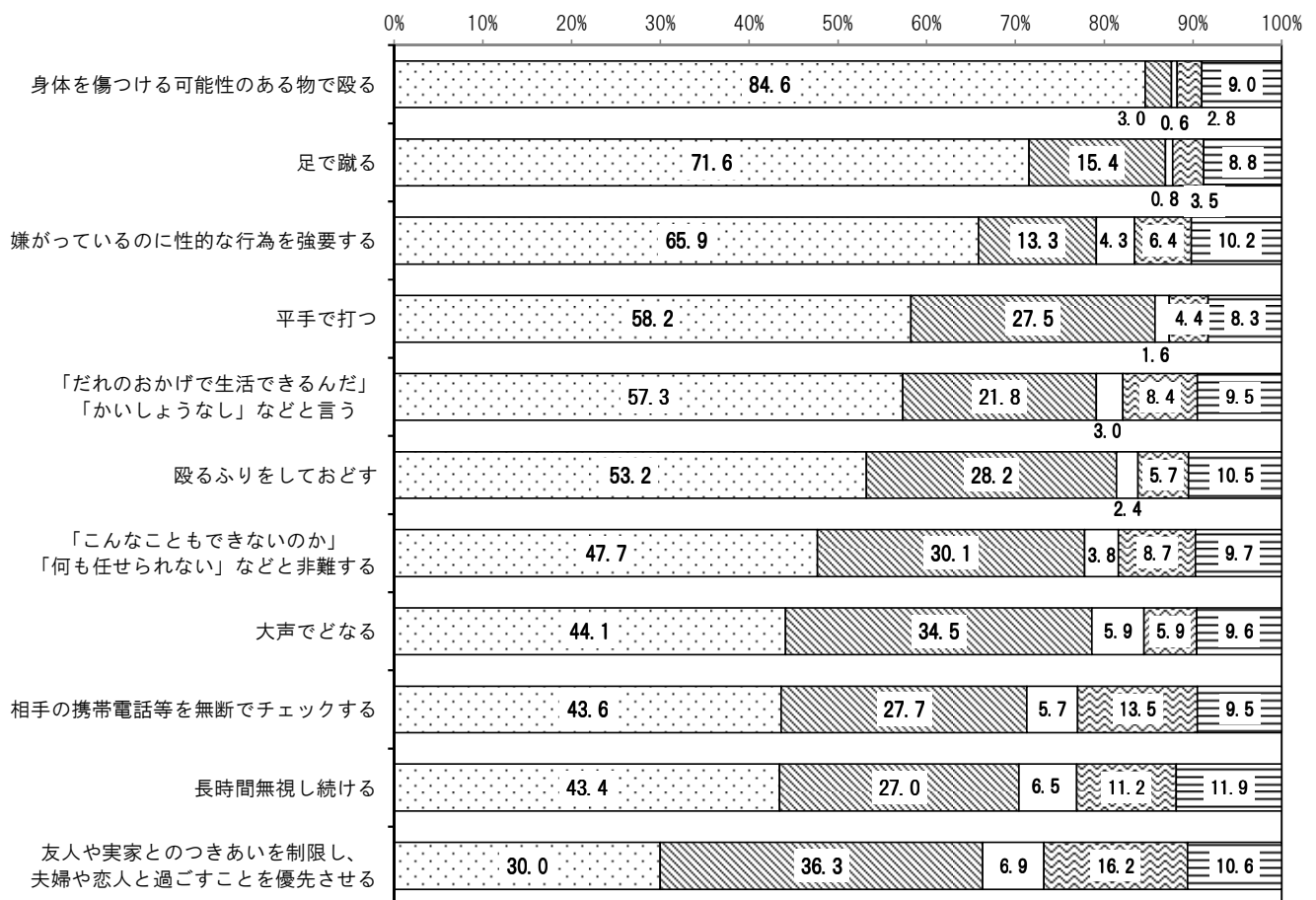
【現状】

配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」と表記)をはじめ、恋人同士の間で発生するデートDVや、インターネット等の普及による精神的な暴力等、新たな形の暴力も社会問題化しています。女性が被害者になることが多いですが、男性の被害者もいます。また、子どもや高齢者等、社会的弱者に対する虐待等も暴力であると言えます。このような行為は人権の侵害であり、あらゆる暴力の根絶は社会的にも大きな課題です。

市民意識調査では、「DVに対する認識」は、夫婦や恋人の間に行われたとした場合、それを「どんな場合でも暴力だと思う」と回答した割合は、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」が最も高く、「足で蹴る」、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」が続きます。

一方、「友人や実家とのつきあいを制限し、夫婦や恋人と過ごすことを優先させる」については、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」が、「どんな場合でも暴力だと思う」割合を上回っています。

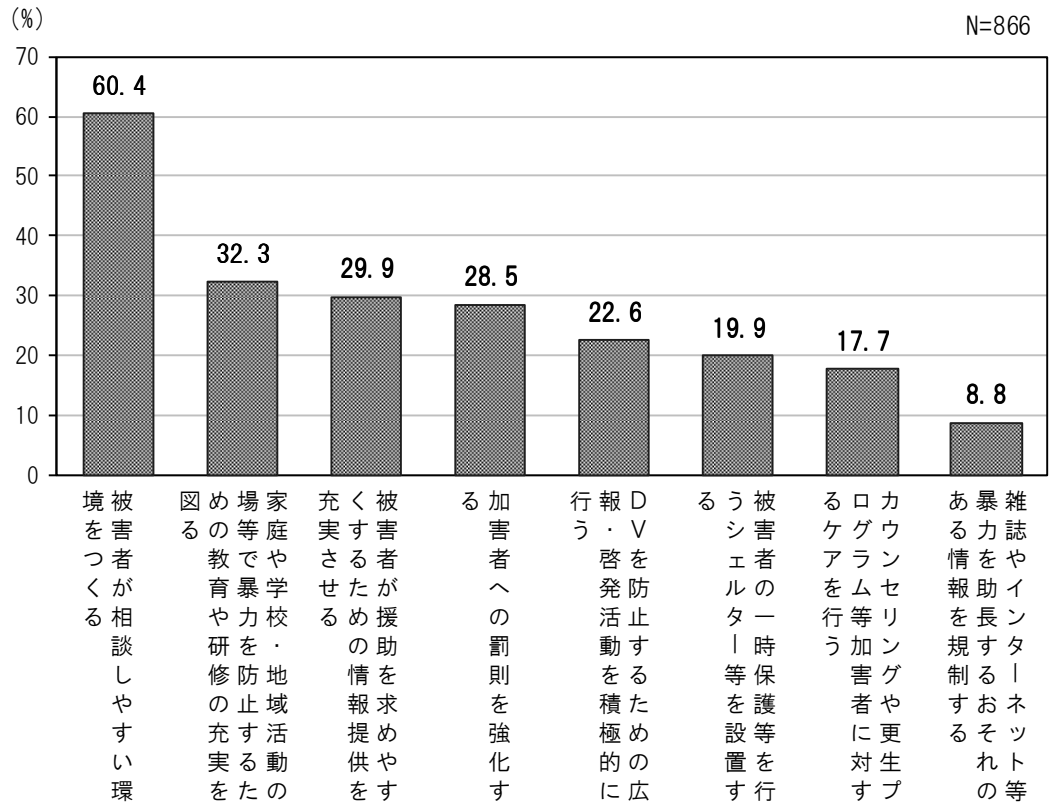
■ DVに対する認識 ■



- どんな場合でも暴力だと思う
- 夫婦や恋人の間なら暴力にあたるとは思わない
- 無回答
- 暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う
- わからない

また、「DVの防止に必要な取り組み」は、「被害者が相談しやすい環境をつくる」が60.4%と高くなっています。以下、「家庭や学校・地域活動の場等で暴力を防止するための教育や研修の充実を図る」、「被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実させる」が続きます。特に、女性若年層(30代以下)では、「被害者が相談しやすい環境をつくる」が74.7%と高くなっています。

■ DVの防止に必要な取り組み ■ ※複数回答



男性 (n=400)	61.0	35.3	28.5	30.8	27.0	19.0	17.3	9.8
女性 (n=458)	59.8	29.9	31.7	26.9	19.0	20.7	17.9	8.1
男性若年 (n=70)	58.6	27.1	37.1	31.4	27.1	28.6	21.4	2.9
男性中年 (n=94)	66.0	40.4	29.8	40.4	18.1	18.1	13.8	10.6
男性高年 (n=236)	59.7	35.6	25.4	26.7	30.5	16.5	17.4	11.4
女性若年 (n=75)	74.7	28.0	46.7	45.3	10.7	29.3	22.7	4.0
女性中年 (n=107)	67.3	27.1	34.6	29.9	18.7	22.4	27.1	10.3
女性高年 (n=275)	52.7	31.3	26.5	20.7	21.5	17.5	13.1	8.4

1. あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

【課題】

配偶者等からの暴力やストーカー行為などの被害は、依然として深刻な社会問題となっており、これらに対応することが大きな課題となっています。重大な人権侵害である暴力を許さないという意識を浸透させるためには、あらゆる暴力についての意識啓発が必要です。また、加害者にも被害者にもならないために、若年層からの啓発も重要になっています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●DVや虐待等、あらゆる暴力について、講座や講演会等、市民の理解が深まるような啓発を実施します。 ●若年層に対して、DVの防止について啓発を実施します。 ●被害者が悩みを抱え込まないよう、DV防止法等の法や制度について、広報に努めます。 	児童福祉課

【評価指標】

内 容	《参考》現行計画		本計画	
	平成23年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	平成28年度 (現状値)	最終年度 (目標値)
どんな時でも「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	58.9%	100%	58.2%	100%

2. 相談体制の充実

【課題】

暴力を経験しながらも、相談することができず、専門家や関係機関の適切な支援を受けていない現状もみられます。また、潜在的な被害者も一定程度いると考えられ、誰もが安心して相談や支援を求めることができるよう、相談窓口の周知に努め、職員や相談員のスキルアップ等により相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●相談窓口について、広く周知を図ります。●相談窓口に専門の相談員を設置して相談に対応するとともに、関係部署や関係機関との連携を図ります。●相談に携わる者のスキルアップを図るため、研修に努めます。	児童福祉課
<ul style="list-style-type: none">●関係部署の連携による横断的な対応を行うとともに、人権に配慮したきめ細かな相談体制の充実を図ります。	全課局室

3. 被害者支援体制の充実

【課題】

被害者が自立し、安心して生活ができるよう、関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させることが求められています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●被害者に対し、保護命令や一時保護等の必要な情報を提供します。●被害者の意思のもと、警察や県子ども家庭センター等の関係機関と連携し、被害者とその家族の安全確保に努めます。●被害者が自立し、安心して暮らせるよう、関係部署や関係機関が連携して支援を実施します。●関係機関が連携してさまざまな事例に対応できるよう研修に努めます。	児童福祉課 及び関連部署

基本施策2. 地域で支え合う福祉環境づくり

【現状】

少子高齢化の進展や、経済情勢の変化に伴い、さまざまな困難に直面している人が増加傾向にあり、特にその人が女性である場合、複合的に困難な状態に置かれやすいという課題もあります。

本市では高齢化率が40%を超え、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加も見込まれています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく尊厳を持って生活するためには、社会の中で自立し、安心して生活できるための環境整備が重要となっています。

1. 高齢者への支援

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、支援が必要な高齢者に対して、適切なサービスが提供できる地域づくりが求められています。また、高齢者が地域の中で生きがいを感じながら活躍できる機会の創出も必要です。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">● 「庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険サービスの充実に努めます。● 高齢者の虐待防止や権利擁護に努め、相談体制の充実に図ります。● 高齢者の健康づくり、生きがいづくりに向け、社会福祉協議会等の関係機関と連携して高齢者の社会参加の促進に努めます。● シルバー人材センター等の関係機関と連携して、高齢者の生きがい就労の支援に努めます。	高齢者福祉課

2. 障害者への支援

【課題】

障害者が地域で自立して生活できるように、障害に対する正しい理解や、ともに支え合うという意識の醸成と、障害者とその家族が安心できる一人ひとりに合った支援が求められています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">● 「庄原市障害者福祉計画・庄原市障害福祉計画」に基づき、障害者支援のための総合的な取り組みや各種サービスを実施します。● 障害者の虐待防止や権利擁護に努め、相談体制の充実に図ります。	社会福祉課

3. 地域福祉の推進

【課題】

誰もが安心して暮らすことができるためには、ひとり親家庭や高齢者のみの世帯、障害者、生活困窮者等、さまざまな困難に直面している人に対し、助け合いや支え合いの意識を持って支援を進める必要があります。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●高齢者のみの世帯や障害者等に対し、地域と連携して、見守り等の支援体制の充実に努めます。●一人ひとりの状況に配慮しながら、ひとり親家庭や生活困窮者等、困難に直面している人への支援を実施します。	社会福祉課 高齢者福祉課 児童福祉課

基本施策3. 生涯にわたる男女の健康づくり

【現状】

男女がお互いの身体的な性差を十分に理解し合い、思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成にとって非常に重要です。乳幼児期から高齢期まで生涯を通じて、男女がそれぞれの性差に応じた健康対策が求められています。

1. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【課題】

女性は、妊娠・出産の可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠・出産期に安心して過ごせるためには、切れ目のない支援体制が必要です。また、妊娠・出産を希望する人への支援も求められています。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●安心して出産できるよう妊婦健診の充実を図るとともに、相談や指導等の健康支援を実施します。 ●妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健診・相談体制の充実に努めます。 ●出産を希望する人や子育て家庭等に対し、医療費等の支援を実施します。 	保健医療課

2. 生涯にわたる健康づくり

【課題】

誰もが生涯にわたり健やかに暮らすことができるためには、男女がともに自分の心身について正しく理解し、自発的に健康づくりに取り組むための幅広い啓発・教育が必要です。

施策の方向性	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな機会を通じて、心身の健康づくり、生活習慣病予防、食育活動等の普及や啓発を進めます。 ●健康診査の受診率の向上に努めるとともに、女性に特有ながんの予防・早期発見に対する啓発を進めます。 ●H I Vや性感染症、たばこやアルコールなどに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 	保健医療課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が自分自身を理解し、お互いを尊重できるよう、心身の発達段階に応じた健康教育・性教育を実施します。 	保健医療課 教育指導課
<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが気軽に楽しめる軽スポーツ・ニュースポーツの普及を推進します。 	生涯学習課

第6章 計画の推進

1. 庁内の推進体制

(1) 庁内の推進体制の充実

行政のあらゆる分野に、男女共同参画の施策・事業は関わっています。全庁をあげて男女共同参画に関する施策を推進するためには、庁内関係部署の連携・調整が不可欠です。

本計画の推進にあたっては、分野を横断する既存の庁内組織を活用します。

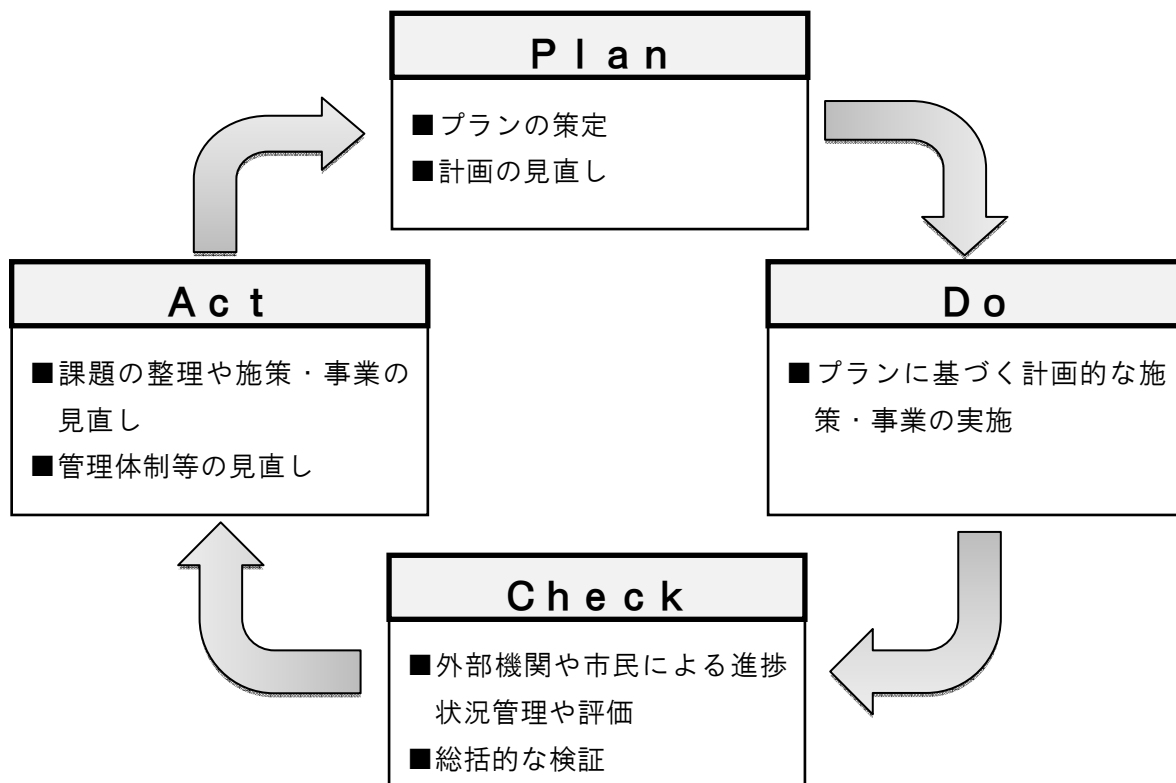
(2) 男女共同参画に関する職員の理解促進

男女共同参画の推進にあたって、本市の職員が率先して計画の実践を図ることが大切であり、男女共同参画に関する研修等の機会を通じて、職員の意識の醸成を図り、すべての職員が男女共同参画の視点に立った取り組みができるように努めます。

(3) 計画の進行管理

計画の進捗については、計画(P L A N)→実行(D O)→評価(C H E C K)→改善(A C T)に基づく進行管理(P D C Aサイクル)の考え方にに基づき、定期的な取り組み状況の確認・点検を行うとともに、課題の解決に努めます。

■ P D C Aサイクルのプロセスイメージ ■



2. 住民・関係機関等との連携

(1) 住民参加の促進と地域団体等との連携

毎年、「庄原市男女共同参画プラン策定推進委員会」に推進状況を報告するとともに、地域の関係団体や市民グループ等の活動との共有化を前提とした連携・調整を行います。

また、市民一人ひとりが男女共同参画をより身近な取り組みとして自覚し、幅広い市民の参加が得られるよう、多様な手法での啓発、広報や情報提供に努めます。

(2) 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたって、国・県、公益社団法人広島県男女共同参画財団、他自治体等との連携を図るとともに、本市からも情報発信を積極的に行います。

また、DV被害者の一時保護等、県や関係機関との協力が必要な対応や、広域性を有する取り組みについては、県や近隣自治体、関係機関との連携強化に努めます。

参 考 資 料

1. 国・県の施策体系との比較

国 第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月)	広島県 第4次男女共同参画基本計画 (平成28年3月)	第2次庄原市男女共同参画プラン (平成29年3月)
第1分野 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍	環境づくり 施策方向1 (1)女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備	基本目標1(環境づくり) 基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	環境づくり 施策方向2 (1)政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2)地域社会活動における男女共同参画の推進	基本目標1(環境づくり) 基本施策3 企画・立案過程における女性の参画推進
第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	環境づくり 施策方向1 (3)再就職等女性の就業に向けた環境の整備 (4)仕事と家庭が両立できる制度の充実 (5)男性の家庭への参画の促進	基本目標1(環境づくり) 基本施策1 働く場における男女共同参画の推進 基本目標1(環境づくり) 基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	環境づくり 施策方向1 (2)農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進	基本目標1(環境づくり) 基本施策1 働く場における男女共同参画の推進 基本目標2(人づくり) 基本施策3 社会活動における男女共同参画の推進
第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	—	—
第6分野 生涯を通じた女性の健康支援	安心づくり 施策方向1 (1)生涯を通じた健康対策の推進 (2)妊娠・出産等に関する健康支援	基本目標3(安心づくり) 基本施策3 生涯にわたる男女の健康づくり
第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	安心づくり 施策方向2 (1)配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 (2)セクシュアルハラスメント、ストーカ―事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	基本目標3(安心づくり) 基本施策1 暴力のないまちづくり
第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	安心づくり 施策方向3 (1)困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援	基本目標3(安心づくり) 基本施策2 地域で支え合う福祉環境づくり
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	環境づくり 施策方向3 (1)県の推進体制の充実等 (2)広島県女性総合センター機能の充実・強化 (3)市町等との連携強化・取組支援	基本目標1(環境づくり) 基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	人づくり 施策方向2 (1)男女共同参画を推進する教育の充実 (2)研修の充実・支援 人づくり 施策方向1 (1)男女共同参画を推進するための啓発の充実 (2)各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進	基本目標2(人づくり) 基本施策1 男女共同参画に関する情報の提供と啓発の充実 基本目標2(人づくり) 基本施策2 男女共同参画に関する学習機会の提供と教育の充実
第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	安心づくり 施策方向3 (2)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備	基本目標2(人づくり) 基本施策3 社会活動における男女共同参画の推進
第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	—	—

注：表は国の項目を昇順に基準として、それに県と本市の主な該当項目を突合せたもの